

事務連絡
令和4年11月15日

別記 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（周知）

平素より、介護保険行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）（以下「日本千島特措法」という。）に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が、先般の同法改正等を踏まえ、令和4年9月30日の中央防災会議において変更されました。

これに伴い、同法第6条の規定に基づいて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の作成義務者は、基本計画に基づき、対策計画を作成・変更する必要がありますので、作成・変更及び関係者への周知についてお願いいたします。

今般、内閣府より改定された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」（以下「作成例等」という。）を対策計画を作成・変更する際の参考として送付いたします。

内閣府からの通知においては、対策計画の作成・変更に当たっては、作成例等を参考としつつ、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものとする事及びできるだけ速やかに作業を進めていただくこと並びに内閣府において相談窓口を開設していることが記載されておりますので、申し添えさせていただきます。

【対策計画の作成義務者】（日本千島特措法第6条）

- (1) 日本千島特措法施行令第3条第1～24号に定める施設又は事業（※1）を管理し、又は運営する者であって、
- (2) 推進地域（※2）内に所在する者

※1 介護保険に関する施設又は事業については、別添資料④別紙 1 の 4 ページ（政令第 3 条第 14 号に規定する施設）をご参照ください。

※2 最新の推進地域は、下記内閣府のホームページにて掲載されておりますので、ご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html

別添資料

- ①「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（通知）（令和 4 年 9 月 30 日府政防第 1353 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）通知）
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例新旧対照表
- ④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引
- ⑤日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引新旧対照表

(別記)

- ・ 公益社団法人 日本医師会
- ・ 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・ 特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会
- ・ 一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会
- ・ 高齢者住まい事業者団体連合会
- ・ シルバーサービス振興会
- ・ 日本在宅介護協会
- ・ 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
- ・ 全国介護事業者連盟
- ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・ 公益社団法人 全国老人保健施設協会
- ・ 一般社団法人 日本慢性期医療協会
- ・ 日本介護医療院協会

関係道県消防防災主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(防災計画担当)
(公 印 省 略)
消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について(通知)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」(以下「推進地域」という。)として指定された地域に係る道県及び市町村の地方防災会議は、同法第 5 条第 2 項の規定に基づいて、地域防災計画に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」(以下「推進計画」という。)を定めるように努めなければならないこととされています。

また、同法第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて、推進地域において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成 17 年政令第 282 号)第 3 条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」(以下「対策計画」という。)を作成しなければならないこととされています。

令和 4 年 9 月 30 日に中央防災会議において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画が変更されたことを受け、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」(以下「作成例等」という。)を別添のとおり改訂したので、業務の参考としてください。

なお、上記推進計画及び対策計画の作成・変更にあたっては、作成例等を参考としつつ、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものとして定めていただくよう、お願いいたします。また、推進計画の作成・変更については、できるだけ速やかに作業を進めていただくようお願いいたします。作成・変更の作業に係る課題等が生じた場合は、相談窓口を開設していますので、内閣府担当・相談窓口まで積極的にご連絡ください。

貴職におかれては、貴道県内市町村及び消防機関にもこの旨周知願います。

別添資料

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 新旧対照表
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引 新旧対照表

<内閣府担当・相談窓口>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（防災計画担当）付

大竹、小島、竹下

E-mail trench_earthquake.p3w@cao.go.jp

電話 03-3501-6996

<消防庁担当>

消防庁国民保護・防災部防災課

西岡、国井、三浦

E-mail sintai@soumu.go.jp

電話 03-5253-7525

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例

計画の作成に当たっては、作成例に記載のない事項についても必要に応じて記載する、また、作成例に記載された事項でも不要な部分は削除するなど、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものを定めることに留意してください。

地震防災対策推進計画（道県分）

目次

- 第1章 総則
 - 第1 推進計画の目的
 - 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
- 第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - 第1 津波からの防護
 - 第2 津波に関する情報の伝達等
 - 第3 地域住民等の避難行動等
 - 第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保
 - 第5 意識の普及啓発
 - 第6 消防機関等の活動
 - 第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係
 - 第8 交通
 - 第9 道県が自ら管理等を行う施設等に関する対策
 - 第10 迅速な救助
- 第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項
 - 第1 資機材、人員等の配備手配
 - 第2 自衛隊の災害派遣
 - 第3 物資の備蓄・調達
- 第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
 - 第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道県の災害に関する会議等の設置等
 - 第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知
 - 第3 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第4 道県のとるべき措置
- 第6章 防災訓練に関する事項
- 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

（推進計画の作成に当たって留意すべき事項）

以下に掲げる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特徴を踏まえ、最大規模の地震・津波に対しては、一人でも多くの「人命を救う」とともに、広域にわたり発生する「甚大な被害をできる

限り最小化」し、被害からの「回復をできるだけ早くする」ための防災対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成すること。

- ① 巨大な津波による膨大な数の死者が発生すること
- ② 建築物被害、ライフライン・インフラ被害などの甚大な被害が発生すること
- ③ 北海道から千葉県までの広域にわたる被害が発生すること
- ④ 冬季に地震が発生した場合には、積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること
- ⑤ 都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性の懸念等の北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件に即した対応が必要であること
- ⑥ ④、⑤により、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難とならうこと

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本道県の地域に係る地震防災に関し、本道県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本道県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本道県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおり。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱ー略

第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること）

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 土砂災害防止施設
- 3 津波防護施設
- 4 避難場所

（避難場所の整備に当たって留意すべき事項）

- 最大規模の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- 積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。
- 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

5 避難経路

（避難経路の整備に当たって留意すべき事項）

- 積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（令和４年総務省告示第２００号）

- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港
- 8 通信施設
 - (1) 都道府県防災行政無線
 - (2) 市町村防災行政無線
 - (3) その他の防災機関等の無線
- 9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地
石油コンビナート等特別防災区域に係る道県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。
 - (1) 道県の事業
 - (2) 市町村の事業
 - (3) 特定事業所の事業
- 10 その他の事業

（整備計画の策定に当たって留意すべき事項）

- 具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。
- 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。
- 積雪寒冷地特有の課題や、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。
- これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第３章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１ 津波からの防護

道県又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

- 1 堤防、水門等の点検方針・計画
方針・工程等一略
- 2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画
方針・工程等一略
- 3 積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するよう配慮した対策
対策一略
- 4 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
体制、手順、管理方法一略
- 5 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置
被災防止措置一略
- 6 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整

備の方針及び計画

整備方針・工程等一略

(水門等の閉鎖に当たって留意すべき事項)

○次の観点から、操作員の安全確保に配慮する。

- ・強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。
- ・その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- 1 道県内部及び関係機関相互間の伝達体制
道県内部及び、国、関係機関、市町村等との伝達経路及び方法一略
- 2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制
防災行政無線、緊急速報メール等により、防災関係機関、地域住民等に正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略
- 3 船舶に対する伝達体制
船舶に対する具体的な伝達経路及び方法一略
- 4 管轄区域内の被害状況の情報収集体制
情報収集の経路及び方法一略
- 5 防災行政無線の整備等
方針・工程等一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 地域住民等に対し津波警報等を伝達する場合は、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。

第3 地域住民等の避難行動等

道県は、市町村等と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

- 1 避難対象地域
津波により避難が必要となることが想定される地域一略
- 2 避難方法
避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災

害の特性に応じた方法—略

3 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

対策—略

4 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

5 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であつてその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等

実施体制等—略

6 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

実施体制等—略

（住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項）

- 積雪寒冷地においては、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮した上で、避難対象地域、避難場所、避難経路等を検討する。
- 避難時の低体温症のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に考慮する。
- 避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。
- 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直す。
- 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するなど、津波避難ビル等の活用を推進する。
- 人口が少ない平野部等、徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提とし、必要に応じて、自動車による避難について検討する。
- 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。
- 推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、市町村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。

第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

道県は、市町村等と協力し、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

1 避難後の救護の内容

実施する業務内容一略

2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

(1) 応急危険度判定を優先的に行う体制

あらかじめ準備すべき事項一略

(2) 各避難所との連絡体制

あらかじめ準備すべき事項一略

(3) 各避難所における避難者のリスト作成

あらかじめ準備すべき事項一略

(4) 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

あらかじめ準備すべき事項一略

(5) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

あらかじめ準備すべき事項一略

(6) 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

あらかじめ準備すべき事項一略

3 船舶の避難

船舶が沖合に避難するための避難海域一略

(避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項)

○指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

○避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所及び避難所の運営に協力する。

○積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮する。

○夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。

○孤立する恐れのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。

○避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。

第5 意識の普及・啓発

道県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。

ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策
一略

第6 消防機関等の活動

- 1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 道県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、道県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 1 水道
地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。
措置の内容一略
- 2 電気
 - (1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
 - (2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、次のとおり。
火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等
一略
- 3 ガス

指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報一略

4 通信

指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。

電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策一略

5 放送

(1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略

(2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略

第8 交通

1 道路

(1) 交通規制

道県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する道県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

交通規制の内容一略

(2) 除雪

積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、次のとおり除雪体制を優先的に確保する。

除雪体制・対策一略

2 海上及び航空

(1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を次のとおり実施する。

海域監視体制の強化、船舶交通の制限等の措置一略

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。

予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた具体的な措置一略

(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、次の安全確保対策をとるものとする。

安全確保対策一略

(3) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、次の安全確保対策をとるものとする。

安全確保対策一略

3 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおり。

運行上の措置一略

4 乗客等の避難誘導等

船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。

避難誘導計画等一略

(避難誘導等に当たって留意すべき事項)

○積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。

第9 道県が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

道県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

(津波警報等の伝達に当たって留意すべき事項)

○入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。

○避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

イ 入場者等の避難のための措置

(避難誘導方法の検討に当たって留意すべき事項)

○避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 動物園にあつては、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安措置
- イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(各施設等が実施する措置に当たって留意すべき事項)

- 要配慮者の避難誘導方法に配慮する。
- 詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を道県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制-略

(地震発生時の緊急点検及び巡視に当たって留意すべき事項)

- 従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

4 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、次のとおり、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針-略

(工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置に当たって留意すべき事項)

○津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第10 迅速な救助

- 1 道県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

(救助・救急活動の実施体制に当たって留意すべき事項)

○孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

- 2 道県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。

緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備方策一略

- 3 道県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- 4 道県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。

広域的な配備手配を行う資機材、人員等一略

- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置は次のとおり。

事前応援協定、手続き上の措置一略

(資機材、人員等の配備手配に当たって留意すべき事項)

○積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。
○事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。

第2 自衛隊の災害派遣

- 1 自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は次のとおり。

自衛隊の災害派遣要請の手順等一略

- 2 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第3 物資の備蓄・調達

被害想定を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は次のとおり。

物資備蓄・調達に関する方法等一略

(物資の備蓄・調達に当たって留意すべき事項)

- 要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。
- 積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道県の災害に関する会議等の設置等

- 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- (1) 道県内部及び関係機関相互間の伝達体制

道県内部及び、国、関係機関、市町村等との伝達経路及び方法一略

- (2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。
- 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反

復継続して行うよう努める。

○外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

2 道県の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。

災害対策本部等の設置運営方法等一略

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については次のとおり。

地域住民等への周知体制及び方法（地域住民等からの問い合わせ窓口を含む）一略

第3 災害応急対策をとるべき期間等

道県は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 道県のとるべき措置

道県は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、道県における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する措置）

- 1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- 2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- 3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- 4 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6章 防災訓練に関する事項

道県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおり。

訓練内容、方法一略

(防災訓練の実施に当たって留意すべき事項)

○積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。

(積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練例)

・避難時の低体温症のリスクや積雪等による避難の遅れに配慮した、暖房器具等の使用方法の確認、移動時の防寒装備の装着等

○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

○想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の道県等との連携を図ることに努める。

○防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 道県職員等に対する教育

道県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

職員等に対する教育の実施内容、方法等一略

(職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項)

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

道県は、市町村等と協力し、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施するとともに、市町村等に対し必要な助言を行うものとする。

地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容一略

(地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項)

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

(教育・広報の実施に当たって留意すべき事項)

- 地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- 教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例

計画の作成に当たっては、作成例に記載のない事項についても必要に応じて記載する、また、作成例に記載された事項でも不要な部分は削除するなど、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものを定めることに留意してください。

地震防災対策推進計画（市町村分）

目次

- 第1章 総則
 - 第1 推進計画の目的
 - 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
- 第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - 第1 津波からの防護
 - 第2 津波に関する情報の伝達等
 - 第3 地域住民等の避難行動等
 - 第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保
 - 第5 意識の普及・啓発
 - 第6 消防機関等の活動
 - 第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係
 - 第8 交通
 - 第9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策
 - 第10 迅速な救助
- 第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項
 - 第1 資機材、人員等の配備手配
 - 第2 物資の備蓄・調達
- 第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
 - 第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等
 - 第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知
 - 第3 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第4 市町村のとるべき措置
- 第6章 防災訓練に関する事項
- 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- 第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

（推進計画の作成に当たって留意すべき事項）

以下に掲げる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特徴を踏まえ、最大規模の地震・津波に対しては、一人でも多くの「人命を救う」とともに、広域にわたり発生する「甚大な被害をできる限り最小化」し、被害からの「回復をできるだけ早くする」ための防災対策を推進することを基本的な

方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成すること。

- ① 巨大な津波による膨大な数の死者が発生すること
- ② 建築物被害、ライフライン・インフラ被害などの甚大な被害が発生すること
- ③ 北海道から千葉県までの広域にわたる被害が発生すること
- ④ 冬季に地震が発生した場合には、積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること
- ⑤ 都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性の懸念等の北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件に即した対応が必要であること
- ⑥ ④、⑤により、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となりうること

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市町村の地域に係る地震防災に関し、本市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおり。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱一略

第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること）

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 土砂災害防止施設
- 3 津波防護施設
- 4 避難場所

（避難場所の整備に当たって留意すべき事項）

- 最大規模の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- 積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。
- 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

5 避難経路

（避難経路の整備に当たって留意すべき事項）

- 積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のため

の拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）

7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

8 通信施設

(1) 都道府県防災行政無線

(2) 市町村防災行政無線

(3) その他の防災機関等の無線

9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

石油コンビナート等特別防災区域に係る道県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

(1) 道県の事業

(2) 市町村の事業

(3) 特定事業所の事業

10 その他の事業

（整備計画の策定に当たって留意すべき事項）

○具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する、

○施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。

○積雪寒冷地特有の課題や、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。

○これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

市町村又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検方針・計画

方針・工程等一略

2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画

方針・工程等一略

3 積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するよう配慮した対策
対策一略

4 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
体制、手順、管理方法一略

5 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災
防止措置

被災防止措置一略

6 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備
の方針及び計画

(水門等の閉鎖に当たって留意すべき事項)

○次の観点から、操作員の安全確保に配慮する。

- ・強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。
- ・その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- 1 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制
市町村内部及び、国、道県、関係機関等との伝達経路及び方法一略
- 2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制
防災行政無線、緊急速報メール等により、防災関係機関、地域住民等に正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略
- 3 避難指示の発令基準
津波警報等の内容に応じた避難指示の発令対象区域など、具体的な発令基準等一略
- 4 船舶に対する伝達体制
船舶に対する具体的な伝達経路及び方法一略
- 5 管轄区域内の被害状況の情報収集体制
情報収集の経路及び方法一略
- 6 防災行政無線の整備等
方針・工程等一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。

第3 地域住民等の避難行動等

市町村は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

- 1 避難対象地域

津波により避難が必要となることが想定される地域一略

2 避難方法

避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法一略

3 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策
対策一略

4 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

5 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等

実施体制等一略

6 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等
実施体制等一略

（住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項）

- 積雪寒冷地においては、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮した上で、避難対象地域、避難場所、避難経路等を検討する。
- 避難時の低体温症のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に考慮する。
- 避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。
- 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直す。
- 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するなど、津波避難ビル等の活用を推進する。
- 人口が少ない平野部等、徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提とし、必要に応じて、自動車による避難について検討する。
- 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市町村は、次のとおり避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

1 避難後の救護の内容

実施する業務内容－略

2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

(1) 応急危険度判定を優先的に行う体制

あらかじめ準備すべき事項－略

(2) 各避難所との連絡体制

あらかじめ準備すべき事項－略

(3) 各避難所における避難者のリスト作成

あらかじめ準備すべき事項－略

(4) 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

あらかじめ準備すべき事項－略

(5) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

あらかじめ準備すべき事項－略

(6) 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

あらかじめ準備すべき事項－略

3 船舶の避難

船舶が沖合に避難するための避難海域－略

(避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項)

○指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

○避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所及び避難所の運営に協力する。

○積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮する。

○夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。

○孤立する恐れのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。

○避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。

第5 意識の普及・啓発

市町村は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。

ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策一略

第6 消防機関等の活動

- 1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール確立
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市町村消防計画に定めるところによる。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 1 水道
地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。

措置の内容一略
- 2 電気
 - (1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
 - (2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、次のとおり。

火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等一略
- 3 ガス
指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報一略
- 4 通信

指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。

電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策一略

5 放送

(1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略

(2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略

第8 交通

1 道路

(1) 交通規制

道県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する道県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

交通規制の内容一略

(2) 除雪

積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、次のとおり除雪体制を優先的に確保する。

除雪体制・対策一略

2 海上及び航空

(1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を次のとおり実施する。

海域監視体制の強化、船舶交通の制限等の措置一略

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。

予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた具体的な措置一略

(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、次の安全確保対策をとるものとする。

安全確保対策一略

(3) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、次の安全確保対策をとるものとする。

安全確保対策一略

3 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおり。

運行上の措置一略

4 乗客等の避難誘導等

船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。

避難誘導計画等一略

(避難誘導等に当たって留意すべき事項)

○積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。

第9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市町村が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

(津波警報等の伝達に当たって留意すべき事項)

○入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。

○避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

イ 入場者等の避難のための措置

(避難誘導方法の検討に当たって留意すべき事項)

○避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報

を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 動物園にあつては、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安措置

イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(各施設等が実施する措置に当たって留意すべき事項)

○要配慮者の避難誘導方法に配慮する。

○詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市町村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制-略

(地震発生時の緊急点検及び巡視に当たって留意すべき事項)

○従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

4 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、次のとおり津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針-略

(工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべきに当たって留意すべき事項)

○津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第10 迅速な救助

- 1 市町村は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は次のとおり。

救助・救急活動の実施体制－略

(救助・救急活動の実施体制に当たって留意すべき事項)

○孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

- 2 市町村は、道県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。

緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備方策－略

- 3 市町村は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

- 4 市町村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。消防団の充実に関する計画は、次のとおり。

消防団の充実に関する計画－略

第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。

広域的な配備手配を行う資機材、人員等－略

- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置は次のとおり。

事前応援協定、手続き上の措置－略

(資機材、人員等の配備手配に当たって留意すべき事項)

○積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

○事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。

第2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は次のとおり。

物資備蓄・調達に関する方法等一略

(物資の備蓄・調達に当たって留意すべき事項)

- 要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。
- 積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

(1) 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制

市町村内部及び、国、道県、関係機関等との伝達経路及び方法一略

(2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。
- 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。
- 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

2 市町村の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。

災害対策本部等の設置運営方法等一略

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については次のとおり。

地域住民等への周知体制及び方法（地域住民等からの問い合わせ窓口を含む）－略

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市町村は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 市町村のとりべき措置

市町村は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市町村における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する措置）

- 1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- 2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- 3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- 4 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6章 防災訓練に関する事項

市町村は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおり。

訓練内容、方法－略

（防災訓練の実施に当たって留意すべき事項）

○積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、道県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。

（積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練例）

・避難時の低体温症のリスクや積雪等による避難の遅れに配慮した、暖房器具等の使用方法の確認、移動時の防寒装備の装着等

○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備される

よう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

○想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。

○防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 市町村職員等に対する教育

市町村は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

職員等に対する教育の実施内容、方法等一略

(職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項)

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市町村は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容一略

(地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項)

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

(教育・広報の実施に当たって留意すべき事項)	
○地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。	
○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	
○推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。	
○教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。	
○地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。	
○現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。	

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおり。

(例)

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
〇〇地区	避難施設の整備事業	〇箇所	令和〇年度
□□地区	避難経路の整備事業	〇路線	令和〇年度
△△地区	集団移転促進事業	〇戸	令和〇年度

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 地震防災対策推進計画（<u>都道府</u>県分） 目次 第1章 総則 第1 推進計画の目的 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 <u>第2章 災害対策本部等の設置等</u> <u>第1 災害対策本部等の設置</u> <u>第2 災害対策本部等の組織及び運営</u> <u>第3 災害応急対策要員の参集</u> <u>第3章 地震発生時の応急対策等</u> <u>第1 地震発生時の応急対策</u> <u>第2 資機材、人員等の配備手配</u> <u>第3 他機関に対する応援要請</u> <u>(新設)</u> <u>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</u> 第1 津波からの防護<u>のための施設の整備等</u>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 <u>計画の作成に当たっては、作成例に記載のない事項についても必要に応じて記載する、また、作成例に記載された事項でも不要な部分は削除するなど、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものを定めることに留意してください。</u> 地震防災対策推進計画（道県分） 目次 第1章 総則 第1 推進計画の目的 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 <u>第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u> <u>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u> 第1 津波からの防護

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 新旧対照表

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第2 津波に関する情報の伝達等 第3 <u>避難対策</u>等 <u>第4</u> 消防機関等の活動 <u>第5</u> 水道、電気、ガス、通信、放送関係 <u>第6</u> 交通対策 <u>第7</u> <u>都府県</u>が自ら管理<u>又は運営する</u>施設に関する対策 <u>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u> (新設) <u>(新設)</u> 第6章 防災訓練<u>計画</u> 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>計画</u>	第2 津波に関する情報の伝達等 第3 <u>地域住民等の避難行動</u>等 <u>第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u> <u>第5 意識の普及啓発</u> <u>第6</u> 消防機関等の活動 <u>第7</u> 水道、電気、ガス、通信、放送関係 <u>第8</u> 交通 <u>第9</u> <u>道県</u>が自ら管理<u>等を行う</u>施設<u>等</u>に関する対策 <u>第10 迅速な救助</u> <u>第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項</u> <u>第1 資機材、人員等の配備手配</u> <u>第2 自衛隊の災害派遣</u> <u>第3 物資の備蓄・調達</u> <u>第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u> <u>第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道県の災害に関する会議等の設置等</u> <u>第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u> <u>第3 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>第4 道県のとるべき措置</u> 第6章 防災訓練<u>に関する事項</u> 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>事項</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第1章 総則 第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）<u>第6条第1項</u>の規定に基づき、日本	<u>(推進計画の作成に当たって留意すべき事項)</u> <u>以下に掲げる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特徴を踏まえ、最大規模の地震・津波に対しては、一人でも多くの「人命を救う」とともに、広域にわたり発生する「甚大な被害をできる限り最小化」し、被害からの「回復をできるだけ早くする」ための防災対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成すること。</u> <u>① 巨大な津波による膨大な数の死者が発生すること</u> <u>② 建築物被害、ライフライン・インフラ被害などの甚大な被害が発生すること</u> <u>③ 北海道から千葉県までの広域にわたる被害が発生すること</u> <u>④ 冬季に地震が発生した場合には、積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること</u> <u>⑤ 都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性の懸念等の北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件に即した対応が必要であること</u> <u>⑥ ④、⑤により、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となりうること</u> 第1章 総則 第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）<u>第5条第2項</u>の規定に基づき、日本

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護<u>及び</u>円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 本道県の地域に係る地震防災に関し、<u>道県</u>、本道県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本道県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本道県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、<u>別表</u>のとおりである。 <u>別表</u>一略 <u>第2章 災害対策本部等の設置等</u> <u>第1 災害対策本部等の設置</u> <u>知事は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに〇〇道県災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営</u>	海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護<u>、</u>円滑な避難の確保<u>及び迅速な救助</u>に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 本道県の地域に係る地震防災に関し、本道県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本道県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本道県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、<u>次</u>のとおり。 <u>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</u>一略

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>するものとする。</u> <u>第2 災害対策本部等の組織及び運営</u> <u>災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、〇〇道 県災害対策本部設置条例及び〇〇道県災害対策本部運営要領 に定めるところによる。</u> <u>第3 災害応急対策要員の参集</u> <u>1 知事は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の 可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画 を別に定めるものとする。</u> <u>2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集 に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つこ となく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努 めるものとする。</u> 第3章 地震発生時の応急対策等 <u>第1 地震発生時の応急対策</u> <u>1 情報の収集・伝達</u> <u>(1) 情報の収集・伝達における役割は次のとおりとする。</u> <u>次のとおり一略</u> <u><留意事項></u> <u>避難勧告・津波警報等の沿岸部住民等への迅速かつ確実な伝達に も留意して、道県、市町村、関係機関の役割について記述すること。</u> <u>(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、 (情報の種類に応じて) 被災の状況により通常使用してい</u>	

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>る情報伝達網が寸断されることを考慮し、次の経路・手段により行うものとする。</u> <u>(国、関係機関、市町村等との連絡体制図)</u> <u>2 施設の緊急点検・巡視</u> <u>道県は、必要に応じて、通信設備、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。</u> <u>3 二次災害の防止</u> <u>道県は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。</u> <u>また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示するものとする。</u> <u>4 救助・救急・消火・医療活動</u> <u>5 物資調達</u> <u>(1) 道県は、発災後適切な時期において、都府県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。</u> <u>(2) 道県は、管内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあわせん調整を実施する。</u> <u>(3) 道県は、(1)/(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、都道府県内で不足する物資の数量について</u>	

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。</u> <u>6 輸送活動</u> <u>7 保健衛生・防疫活動</u> <u>8 その他</u> <u>第2 資機材、人員等の配備手配</u> <u>1 物資等の調達手配</u> <u>道県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。</u> <u>2 人員の配備</u> <u>道県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。</u> <u>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u> <u>(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、〇〇道県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。</u> <u>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</u>	

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>第3 他機関に対する応援要請</u> <u>1 道県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。</u> <u>次のとおり一略</u> <u>2 道県は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。</u> <u>3 道県は必要があるときは、防衛庁長官等に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</u> <u>(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由</u> <u>(2) 派遣を希望する期間</u> <u>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</u> <u>(4) その他参考となるべき事項</u> <u>なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。</u> <u>次のとおり一略</u> <u>4 道県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。</u> (新設)	<u>第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u> <u>(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成17年政令第282号)第1条に</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること)</u> <u>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</u> <u>2 土砂災害防止施設</u> <u>3 津波防護施設</u> <u>4 避難場所</u> <u>(避難場所の整備に当たって留意すべき事項)</u> ○<u>最大規模の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u> ○<u>積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。</u> ○<u>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u> <u>5 避難経路</u> <u>(避難経路の整備に当たって留意すべき事項)</u> ○<u>積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。</u> <u>6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>施設</u> <u>消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設(令和4年総務省告示第200号)</u> <u>7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港</u> <u>8 通信施設</u> <u>(1) 都道府県防災行政無線</u> <u>(2) 市町村防災行政無線</u> <u>(3) その他の防災機関等の無線</u> <u>9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地</u> <u>石油コンビナート等特別防災区域に係る道県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。</u> <u>(1) 道県の事業</u> <u>(2) 市町村の事業</u> <u>(3) 特定事業所の事業</u> <u>10 その他の事業</u> <u>(整備計画の策定に当たって留意すべき事項)</u> <u>○具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。</u> <u>○施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。</u> <u>○積雪寒冷地特有の課題や、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第1 津波からの防護<u>のための施設の整備等</u> 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、<u>地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</u> 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、<u>次の事項について別に定めるものとする。</u> (1) <u>防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画</u> (2) <u>防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔操作化・補強等必要な施設整備等</u>の方針・計画 (3) <u>水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手</u>	<u>的条件についても配慮する。</u> <u>○これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。</u> 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第1 津波からの防護 <u>道県又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。</u> 1 堤防、水門等の点検方針・計画 <u>方針・工程等一略</u> 2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画 <u>方針・工程等一略</u> 3 <u>積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するよう配慮した対策</u> <u>対策一略</u> 4 <u>水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
順及び平常時の管理方法 <u><留意事項></u> <u>積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、 確実に作動するよう配慮すること。</u> (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、<u>港湾、漁港</u>等の整備の方針及び計画 (5) <u>防災行政無線等の整備の方針及び計画</u> 第2 津波に関する情報の伝達等	及び平常時の管理方法 <u>体制、手順、管理方法一略</u> 5 <u>内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置</u> <u>被災防止措置一略</u> 6 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画 <u>整備方針・工程等一略</u> <u>(水門等の閉鎖に当たって留意すべき事項)</u> <u>○次の観点から、操作員の安全確保に配慮する。</u> <u>・強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。</u> <u>・その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。</u> 第2 津波に関する情報の伝達等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
津波に関する情報の伝達に係る<u>基本的事項は第3章第1の1のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。</u> <u>1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び観光客、釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること等</u> <u>2 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置</u> <u>3 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</u>	津波に関する情報の伝達等に係る<u>関係者の連絡体制は次のとおり。</u> <u>1 道県内部及び関係機関相互間の伝達体制</u> <u>道県内部及び、国、関係機関、市町村等との伝達経路及び方法一略</u> <u>2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制</u> <u>防災行政無線、緊急速報メール等により、防災関係機関、地域住民等に正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略</u> <u>3 船舶に対する伝達体制</u> <u>船舶に対する具体的な伝達経路及び方法一略</u> <u>4 管轄区域内の被害状況の情報収集体制</u> <u>情報収集の経路及び方法一略</u> <u>5 防災行政無線の整備等</u> <u>方針・工程等一略</u> <u>(情報伝達に当たって留意すべき事項)</u> <u>○地域住民等に対し津波警報等を伝達する場合は、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u> <u>○船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第3 避難対策等 1 道県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町村に協力するものとする。 なお、この場合、老人、子ども、病人、障害者等災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。 また、道県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。 (1) 避難路となる道路のうち道県が管理するものについて、<u>除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置</u> (2) 第7の2(2)に定めるところにより、道県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力 (3) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち道県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置	○通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。 第3 地域住民等の避難行動等 道県は、市町村等と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。 1 避難対象地域 <u>津波により避難が必要となることが想定される地域一略</u> 2 避難方法 <u>避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法一略</u> 3 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策 <u>対策一略</u> 4 住民等の備え <u>避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</u> 5 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>避難支援等</u> <u>実施体制等一略</u> <u>6 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等</u> <u>実施体制等一略</u> <u>(住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項)</u> <u>○積雪寒冷地においては、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮した上で、避難対象地域、避難場所、避難経路等を検討する。</u> <u>○避難時の低体温症のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に考慮する。</u> <u>○避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。</u> <u>○各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直す。</u> <u>○高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するなど、津波避難ビル等の活用を推進する。</u> <u>○人口が少ない平野部等、徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提とし、必要に応じて、自動車による避難について検討する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	○推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。 ○避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。 ○推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、市町村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。 第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保 道県は、市町村等と協力し、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。 1 避難後の救護の内容 実施する業務内容一略 2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項 (1) 応急危険度判定を優先的に行う体制 あらかじめ準備すべき事項一略 (2) 各避難所との連絡体制 あらかじめ準備すべき事項一略

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>(3) 各避難所における避難者のリスト作成</u> <u>あらかじめ準備すべき事項ー略</u> <u>(4) 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保</u> <u>あらかじめ準備すべき事項ー略</u> <u>(5) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応</u> <u>あらかじめ準備すべき事項ー略</u> <u>(6) 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応</u> <u>あらかじめ準備すべき事項ー略</u> <u>3 船舶の避難</u> <u>船舶が沖合に避難するための避難海域ー略</u> <u>(避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項)</u> <u>○指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u> <u>○避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所及び避難所の運営に協力する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>2 道県は、居住地等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。</u>	<u>○積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮する。</u> <u>○夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。</u> <u>○孤立する恐れのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。</u> <u>○避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるように配慮する。</u> 第5 意識の普及・啓発 <u>道県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。</u> <u>ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策一略</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第4 消防機関等の活動 1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。 (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 (2) 津波からの避難誘導 (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する<u>指導</u> <u>(4) 救助・救急</u> <u>(5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保 等</u> 2 道県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。 (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。 (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、<u>都府県</u>が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。 (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置	第6 消防機関等の活動 1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。 (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 (2) 津波からの避難誘導 (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する<u>支援</u> <u>(4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u> 2 道県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。 (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て<u>地域</u>住民等に対し広報を行うこと。 (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、<u>道県</u>が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。 (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
(3) 水防資機材の点検、整備、配備 第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係 1 水道 津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置 2 電気 (1) <u>電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。</u> (2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置 3 ガス (1) <u>ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</u>	(3) 水防資機材の点検、整備、配備 第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 1 水道 <u>地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。</u> <u>措置の内容一略</u> 2 電気 (1) 津波警報等の伝達や<u>夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</u> (2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置<u>は、次のとおり。</u> <u>火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等一略</u> 3 ガス

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(2) 指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置</u> 4 通信 (1) 指定公共機関<u>東日本電信電話株式会社〇〇通信部、西日本電信電話株式会社〇〇通信部等</u>が行う措置 <u>(2) 道県が行う支援の措置</u> 5 放送 (1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置 (2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置 <u>第6 交通対策</u> 1 道路	指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。 <u>利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報一略</u> 4 通信 指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。 <u>電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策一略</u> 5 放送 (1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。 <u>発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略</u> (2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。 <u>発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略</u> <u>第8 交通</u> 1 道路 <u>(1) 交通規制</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
道県<u>公安委員会</u>及び道路管理者は、津波<u>来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し</u>周知するものとする。 <u>道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 海上及び航空 (1) ○○海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため<u>の必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。</u>	道県<u>警察</u>及び道路管理者は、津波<u>の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する道県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</u> <u>交通規制の内容－略</u> (2) 除雪 <u>積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、次のとおり除雪体制を優先的に確保する。</u> <u>除雪体制・対策－略</u> 2 海上及び航空 (1) ○○海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<u>海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を次のとおり実施する。</u> <u>海域監視体制の強化、船舶交通の制限等の措置－略</u> <u>また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。</u> <u>予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた具体的な措置－略</u> (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、次の安全確保対策をとるものと

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。</u> 3 鉄道 <u>走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。</u> 4 乗客等の避難誘導 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等 <u><留意事項></u> <u>避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものであること。</u> 第7 道県自らが管理又は運営する施設に関する対策 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 道県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学	<u>する。</u> <u>安全確保対策一略</u> <u>(3) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、次の安全確保対策をとるものとする。</u> <u>安全確保対策一略</u> 3 鉄道 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおり。 <u>運行上の措置一略</u> 4 乗客等の避難誘導等 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。 <u>避難誘導計画等一略</u> <u>(避難誘導等に当たって留意すべき事項)</u> <u>○積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。</u> 第9 道県が自ら管理等を行う施設等に関する対策 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 道県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。 (1) 各施設に共通する事項 ア 津波警報等の入場者等への伝達 <u><留意事項></u> 1 <u>来場者</u>等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を<u>検討すること。</u> 2 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する<u>こと。</u> <u>なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</u> イ 入場者等の<u>安全確保のための退避等</u>の措置	校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。 (1) 各施設に共通する事項 ア 津波警報等の入場者等への伝達 <u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u> <u>(津波警報等の伝達に当たって留意すべき事項)</u> ○<u>入場者</u>等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう<u>情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。</u> ○避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に<u>十分</u>検討する。 イ 入場者等の避難の<u>ための</u>措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 エ 出火防止措置 オ 水、食料等の備蓄 カ 消防用設備の点検、整備 キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 (2) 個別事項 ア 動物園にあつては、<u>猛獣等の逃走防止</u>措置 イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置 ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、 (ア) 当該学校等が、<u>所在市町村の定める津波避難対象地区</u>にあるときは、<u>避難の安全に関する措置</u> (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合 (<u>たとえば養護学校、盲学校、ろう学校等</u>)、これらの者に対する保護の措置	(避難誘導方法の検討に当たって留意すべき事項) ○避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。 ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 エ 出火防止措置 オ 水、食料等の備蓄 カ 消防用設備の点検、整備 キ 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 (2) 個別事項 ア 動物園にあつては、<u>危険動物の動物舎への収容その他の必要な応急保安措置</u> イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置 ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、 (ア) 当該学校等が、津波避難対象<u>地域</u>にあるときは、<u>避難誘導のための必要な措置</u> (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合 (<u>特別支援学校等</u>)、これらの者に対する保護の措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全<u>の確保のため</u>の必要な措置。 <u>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</u> 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 <u>(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u> また、災害対策本部等を<u>都府県</u>が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。 <u>ア</u> 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保 <u>イ</u> 無線通信機等通信手段の確保 <u>ウ</u> 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 <u>(2) 市町村推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u>	エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導のため</u>の必要な措置 <u>(各施設等が実施する措置に当たって留意すべき事項)</u> <u>○要配慮者の避難誘導方法に配慮する。</u> <u>○詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。</u> 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。 また、災害対策本部等を<u>道県</u>が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。 <u>(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u> <u>(2) 無線通信機等通信手段の確保</u> <u>(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(3) 都府県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。</u> 3 工事中の建築等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については<u>原則として工事を中断するものとする。</u>	<u>3 地震発生時の緊急点検及び巡視</u> <u>地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。</u> <u>緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制-略</u> <u>(地震発生時の緊急点検及び巡視に当たって留意すべき事項)</u> <u>○従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。</u> 4 工事中の建築物等に対する<u>安全確保上実施すべき措置</u> 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>次のとおり、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。</u> <u>津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針-略</u> <u>(工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置に当たって留意すべき事項)</u> <u>○津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>慮する。</u> 第 10 迅速な救助 <u>1 道県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u> <u>(救助・救急活動の実施体制に当たって留意すべき事項)</u> <u>○孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。</u> <u>2 道県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。</u> <u>緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備方策一略</u> <u>3 道県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</u> <u>4 道県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組み</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u> <u>施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。</u> <u>1 建築物、構造物等の耐震化</u> <u>2 避難地の整備</u> <u>3 避難路の整備</u> <u>4 津波対策施設</u> <u>5 消防用施設の整備等</u> <u>県は、次に掲げる消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。</u> <u>整備事業計画表一略</u> <u>6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備</u> <u>県は次のような緊急輸送道路等の整備を行うものとする。</u> <u>整備事業計画表一略</u> <u>7 通信施設の整備</u> <u>県、市町村、その他防災関係機関は第3章第1及び第4章第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。</u>	<u>について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>通信施設の整備計画は次のとおりである。</u> <u>(1) 都道府県防災行政無線</u> <u>(2) 市町村防災行政無線</u> <u>(3) その他の防災機関等の無線</u> <u>8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備</u> <u>石油コンビナート等特別防災区域に係る道県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。</u> <u>(1) 道県の事業</u> <u>(2) 市町村の事業</u> <u>(3) 特定事業所の事業</u> <u>9 その他の事業</u> (新設)	<u>第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項</u> <u>第1 資機材、人員等の配備手配</u> <u>1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。</u> <u>広域的な配備手配を行う資機材、人員等一略</u> <u>2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置は次のとおり。</u> <u>事前応援協定、手続き上の措置一略</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>(資機材、人員等の配備手配に当たって留意すべき事項)</u> ○積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。 ○事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。 第2 自衛隊の災害派遣 <u>1 自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は次のとおり。</u> <u>自衛隊の災害派遣要請の手順等一略</u> <u>2 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。</u> 第3 物資の備蓄・調達 <u>被害想定を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は次のとおり。</u> <u>物資備蓄・調達に関する方法等一略</u> <u>(物資の備蓄・調達に当たって留意すべき事項)</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	○要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。 ○積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。 <u>第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u> <u>第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道県の災害に関する会議等の設置等</u> <u>1 後発地震への注意を促す情報等の伝達</u> <u>後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。</u> <u>(1) 道県内部及び関係機関相互間の伝達体制</u> <u>道県内部及び、国、関係機関、市町村等との伝達経路及び方法一略</u> <u>(2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制</u> <u>正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略</u> <u>(情報伝達に当たって留意すべき事項)</u> ○勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	○<u>防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。</u> ○<u>地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u> ○<u>状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。</u> ○<u>外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u> <u>2 道県の災害に関する会議等の設置</u> <u>災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。</u> <u>災害対策本部等の設置運営方法等一略</u> <u>第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u> <u>地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に係る事項について周知するものとし、その体制及び周知方法につ</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>いては次のとおり。</u> <u>地域住民等への周知体制及び方法（地域住民等からの問い合わせ窓口を含む）－ 略</u> <u>第3 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>道県は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u> <u>第4 道県のとるべき措置</u> <u>道県は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</u> <u>また、道県における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u> <u>（後発地震に対して注意する措置）</u> <u>1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認</u> <u>2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え</u> <u>3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第6章 防災訓練計画 1 道県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。 <留意事項> 避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うものとする。	<u>円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u> 4 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え 第6章 防災訓練に関する事項 道県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおり。 <u>訓練内容、方法一略</u> (防災訓練の実施に当たって留意すべき事項) ○積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。 (積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練例) ・避難時の低体温症のリスクや積雪等による避難の遅れに配慮した、暖房器具等の使用方法の確認、移動時の防寒装備の装着等 ○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。</u> <u>4 道県は市町村、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。</u> <u>(1) 動員訓練及び本部運営訓練</u> <u>(2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練</u> <u>(3) 警備及び交通規制訓練</u> <u>5 道県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。</u> 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 <u>道県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</u> 1 道県職員に対する教育 <u>災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要</u>	<u>○想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の道県等との連携を図ることに努める。</u> <u>○防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u> 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 1 道県職員等に対する教育 <u>道県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</u> <u>(3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u> <u>(4) 職員等が果たすべき役割</u> <u>(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(6) 今後<u>地震対策として</u>取り組む必要のある課題</u> 2 住民等に対する教育・広報	<u>職員等に対する教育の実施内容、方法等一略</u> <u>(職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項)</u> (1) 地震及び津波に関する一般的な知識 <u>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>(5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u> <u>(6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</u> 2 <u>地域</u>住民等に対する教育・広報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
道県は、市町村と協力して、住民等<u>に対する教育・広報を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育・広報に関し</u>必要な助言を行うものとする。 <u>教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実質的な教育を行うものとする。</u> (1) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (2) <u>地震・津波に関する一般的な知識</u> (3) <u>地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運<u>行</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u> (4) <u>正確な情報入手の方法</u> (5) <u>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u>	道県は、市町村等と協力し、<u>東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施するとともに、市町村等に対し必要な助言を行うものとする。</u> <u>地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容一略(地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項)</u> (1) <u>地震及び津波に関する一般的な知識</u> (2) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (3) <u>後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> (4) <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運<u>転</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u> (5) <u>正確な情報の入手方法</u> (6) <u>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(6)</u> 各地域における避難対象地<u>区</u>、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 <u>(7)</u> 各地域における避難<u>地</u>及び避難<u>路</u>に関する知識 <u>(8)</u> <u>平素</u>住民が実施しうる<u>応急手当</u>、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策<u>の内容</u> <u>(9)</u> 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施	<u>(7)</u> 各地域における避難対象地<u>域</u>、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 <u>(8)</u> 各地域における避難<u>場所</u>及び避難<u>経路</u>に関する知識 <u>(9)</u> <u>地域住民等自ら</u>が実施し得る、<u>最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の</u>生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の<u>平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u> <u>(10)</u> 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 <u>(11)</u> <u>防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品</u> <u>(教育・広報の実施に当たって留意すべき事項)</u> <u>○地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</u> <u>○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u> <u>○推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</u> <u>○教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
3 児童、生徒等に対する教育・広報 4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報 5 自動車運転者に対する教育・広報 6 相談窓口の設置 道県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。 <留意事項> 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行うものとする。	○地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。 ○現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 地震防災対策推進計画（市町村分） 目次 第1章 総則 第1 推進計画の目的 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 <u>第2章 災害対策本部等の設置等</u> <u>第1 災害対策本部等の設置</u> <u>第2 災害対策本部等の組織及び運営</u> <u>第3 災害応急対策要員の参集</u> <u>第3章 地震発生時の応急対策等</u> <u>第1 地震発生時の応急対策</u> <u>第2 資機材、人員等の配備手配</u>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 <u>計画の作成に当たっては、作成例に記載のない事項についても必要に応じて記載する、また、作成例に記載された事項でも不要な部分は削除するなど、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものを定めることに留意してください。</u> 地震防災対策推進計画（市町村分） 目次 第1章 総則 第1 推進計画の目的 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>第3章 他機関に対する応援要請</u> (新設) <u>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</u> 第1 津波からの防護<u>のための施設の整備等</u> 第2 津波に関する情報の伝達等 第3 <u>避難対策</u>等 <u>第4章 消防機関等の活動</u> <u>第5章 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u> <u>第6章 交通対策</u> <u>第7章 市町村が自ら管理又は運営する施設に関する対策</u> <u>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u> (新設) (新設)	<u>第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u> <u>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u> 第1 津波からの防護 第2 津波に関する情報の伝達等 第3 <u>地域住民等の避難行動等</u> <u>第4章 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u> <u>第5章 意識の普及・啓発</u> <u>第6章 消防機関等の活動</u> <u>第7章 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u> 第8 交通 <u>第9章 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策</u> <u>第10章 迅速な救助</u> <u>第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項</u> <u>第1章 資機材、人員等の配備手配</u> <u>第2章 物資の備蓄・調達</u> <u>第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u> <u>第1章 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等</u> <u>第2章 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u> <u>第3章 災害応急対策をとるべき期間等</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第6章 防災訓練<u>計画</u> 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>計画</u> (新設)	<u>第4 市町村のとりべき措置</u> 第6章 防災訓練<u>に関する事項</u> 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>事項</u> <u>第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</u> (推進計画の作成に当たって留意すべき事項) 以下に掲げる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特徴を踏まえ、 最大規模の地震・津波に対しては、一人でも多くの「人命を救う」と ともに、広域にわたり発生する「甚大な被害をできる限り最小化」し、 被害からの「回復をできるだけ早くする」ための防災対策を推進する ことを基本的な方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計 画を作成すること。 ① 巨大な津波による膨大な数の死者が発生すること ② 建築物被害、ライフライン・インフラ被害などの甚大な被害が発 生すること ③ 北海道から千葉県までの広域にわたる被害が発生すること ④ 冬季に地震が発生した場合には、積雪や凍結等による避難の遅れ や低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること ⑤ 都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性の懸念等の北海 道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件に即した対応が必要である こと ⑥ ④、⑤により、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では 十分な対応が困難となりうること

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第1章 総則 第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）<u>第6条第1項</u>の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護<u>及び</u>円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 本市（<u>町村</u>）の地域に係る地震防災に関し、本市（<u>町村</u>）の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、<u>別表のとおりである。</u> <u>別表一略</u> <u>第2章 災害対策本部等の設置等</u> <u>第1 災害対策本部等の設置</u> <u>市（町村）長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに</u>	第1章 総則 第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）<u>第5条第2項</u>の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保<u>及び迅速な救助</u>に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 本市町村の地域に係る地震防災に関し、本市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、<u>次のとおり。</u> <u>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱一略</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>〇〇市(町村) 災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部(以下「災害対策本部等」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</u> <u>第2 災害対策本部等の組織及び運営</u> <u>災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、〇〇市(町村) 災害対策本部設置条例及び〇〇市(町村) 災害対策本部運営要領に定めるところによる。</u> <u>第3 災害応急対策要員の参集</u> <u>1 市(町村) 長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。</u> <u>2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。</u> <u>第3章 地震発生時の応急対策等</u> <u>第1 地震発生時の応急対策</u> <u>1 情報の収集・伝達</u> <u>(1) 情報の収集・伝達における役割は次のとおりとする。</u> <u>次のとおり一略</u> <u><留意事項></u> <u>避難勧告・津波警報等の沿岸部住民等への迅速かつ確実な伝達にも留意して、市町村、関係機関の役割について記述すること。</u>	

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、(情報の種類に応じて)被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、次の経路・手段により行うものとする。</u> <u>(国、都府県、関係機関等との連絡体制図)</u> <u>(3) 通信の途絶、交通の障害等により、市町村長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次のとおり対応するものとする。</u> <u>次のとおり一略</u> <u><留意事項></u> <u>① 津内警報等を迅速かつ正確に伝達するものとする。</u> <u>② 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。</u> <u>③ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市町村長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。</u> <u>2 施設の緊急点検・巡視</u>	

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>市（町村）は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。</u> <u>3 二次災害の防止</u> <u>市（町村）は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。</u> <u>また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>4 救助・救急・消火・医療活動</u> <u>5 物資調達</u> <u>市（町村）は、発災後適切な時期において、市（町村）が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市（町村）との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を都府県に供給要請する。</u> <u>6 輸送活動</u> <u>7 保健衛生・防疫活動</u> <u>8 その他</u> <u>第2 資機材、人員等の配備手配</u> <u>1 物資等の調達手配</u> <u>(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。</u>	

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>次の物資等一略</u> <u>(2) 市(町村)は、道県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び観光客、釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。</u> <u>次の物資等一略</u> <u>2 人員の配置</u> <u>市(町村)は、人員の配備状況を都府県に報告する。</u> <u>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u> <u>(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、〇〇市(町村)地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。</u> <u>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</u> <u>第3 他機関に対する応援要請</u> <u>1 市(町村)が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。</u> <u>次のとおり一略</u> <u>2 市(町村)は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。</u>	<u>第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 17 年政令第 282 号）第 1 条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること)</u> <u>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</u> <u>2 土砂災害防止施設</u> <u>3 津波防護施設</u> <u>4 避難場所</u> <u>(避難場所の整備に当たって留意すべき事項)</u> ○<u>最大規模の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u> ○<u>積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。</u> ○<u>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u> <u>5 避難経路</u> <u>(避難経路の整備に当たって留意すべき事項)</u> ○<u>積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u> <u>消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設(令和4年総務省告示第200号)</u> <u>7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港</u> <u>8 通信施設</u> <u>(1) 都道府県防災行政無線</u> <u>(2) 市町村防災行政無線</u> <u>(3) その他の防災機関等の無線</u> <u>9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地</u> <u>石油コンビナート等特別防災区域に係る道県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。</u> <u>(1) 道県の事業</u> <u>(2) 市町村の事業</u> <u>(3) 特定事業所の事業</u> <u>10 その他の事業</u> <u>(整備計画の策定に当たって留意すべき事項)</u> <u>○具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する、</u> <u>○施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第1 津波からの防護のための施設の整備等 <u>1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。</u> <u>また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</u> <u>2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。</u> <u>(1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画</u> <u>(2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔操作化・補強等必要な施設整備等</u>の方針・計画	<u>揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。</u> <u>○積雪寒冷地特有の課題や、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。</u> <u>○これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。</u> 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第1 津波からの防護 <u>市町村又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。</u> <u>1 堤防、水門等の点検方針・計画</u> <u>方針・工程等一略</u> <u>2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画</u> <u>方針・工程等一略</u> <u>3 積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するよう配慮した対策</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</u> <u><留意事項></u> <u>積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮すること。</u> <u>(4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、<u>港湾、漁港</u>等の整備の方針及び計画</u> <u>(5) 防災行政無線等の整備の方針及び計画</u>	<u>対策一略</u> <u>4 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</u> <u>体制、手順、管理方法一略</u> <u>5 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置</u> <u>被災防止措置一略</u> <u>6 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画</u> <u>整備方針・工程等一略</u> <u>(水門等の閉鎖に当たって留意すべき事項)</u> <u>○次の観点から、操作員の安全確保に配慮する。</u> <u>・強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。</u> <u>・その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第2 津波に関する情報の伝達等 津波に関する情報の伝達に係る<u>基本的事項は第3章第1の1のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。</u> <u>1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されることが、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること等</u> <u>2 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置</u> <u>3 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</u>	<u>で、必要な安全確保対策を実施すること。</u> 第2 津波に関する情報の伝達等 津波に関する情報<u>や避難情報</u>の伝達<u>等</u>に係る<u>関係者の連絡体制は次のとおり。</u> <u>1 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制</u> <u>市町村内部及び、国、道県、関係機関等との伝達経路及び方法一略</u> <u>2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制</u> <u>防災行政無線、緊急速報メール等により、防災関係機関、地域住民等に正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略</u> <u>3 避難指示の発令基準</u> <u>津波警報等の内容に応じた避難指示の発令対象区域など、具体的な発令基準等一略</u> <u>4 船舶に対する伝達体制</u> <u>船舶に対する具体的な伝達経路及び方法一略</u> <u>5 管轄区域内の被害状況の情報収集体制</u> <u>情報収集の経路及び方法一略</u> <u>6 防災行政無線の整備等</u> <u>方針・工程等一略</u> (情報伝達に当たって留意すべき事項) ○地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第3 避難対策等 <u>1 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、別表のとおりである。</u> <u>なお、市（町村）は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障害者等災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。</u> <u>また、市（町村）は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。</u> <u>別表一略</u> <u>2 市（町村）は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。</u> <u>(1) 地区の範囲</u> <u>(2) 想定される危険の範囲</u>	<u>積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u> <u>○船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。</u> <u>○通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。</u> 第3 地域住民等の避難行動等 <u>市町村は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</u> <u>1 避難対象地域</u> <u>津波により避難が必要となることが想定される地域一略</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(3) 避難場所（屋内、屋外の種別）</u> <u>(4) 避難場所に至る経路</u> <u>(5) 避難の勧告又は指示の伝達方法</u> <u>(6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等</u> <u>(7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）</u>	<u>2 避難方法</u> <u>避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法一略</u> <u>3 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策</u> <u>対策一略</u> <u>4 住民等の備え</u> <u>避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</u> <u>5 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等</u> <u>実施体制等一略</u> <u>6 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等</u> <u>実施体制等一略</u> <u>（住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項）</u> <u>○積雪寒冷地においては、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮した上で、避難対象地域、避難場所、避難経路等を検討する。</u> <u>○避難時の低体温症のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に考慮する。</u> <u>○避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。</u> <u>○各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直す。</u> <u>○高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するなど、津波避難ビル等の活用を推進する。</u> <u>○人口が少ない平野部等、徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提とし、必要に応じて、自動車による避難について検討する。</u> <u>○推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。</u> <u>○避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>2 市（町村）は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。</u> <留意事項> <u>冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮すること。</u>	<u>第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u> <u>市町村は、次のとおり避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。</u> <u>1 避難後の救護の内容</u> <u>実施する業務内容－略</u> <u>2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項</u> <u>(1) 応急危険度判定を優先的に行う体制</u> <u>あらかじめ準備すべき事項－略</u> <u>(2) 各避難所との連絡体制</u> <u>あらかじめ準備すべき事項－略</u> <u>(3) 各避難所における避難者のリスト作成</u> <u>あらかじめ準備すべき事項－略</u> <u>(4) 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保</u> <u>あらかじめ準備すべき事項－略</u> <u>(5) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応</u> <u>あらかじめ準備すべき事項－略</u> <u>(6) 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>あらかじめ準備すべき事項一略</u> <u>3 船舶の避難</u> <u>船舶が沖合に避難するための避難海域一略</u> <u>(避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項)</u> <u>○指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u> <u>○避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所及び避難所の運営に協力する。</u> <u>○積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮する。</u> <u>○夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。</u> <u>○孤立する恐れのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市（町村）災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。</u> <u>5 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。</u> <u>(1) 市（町村）は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。</u> <u>(2) 津波の発生のおそれにより、市（町村）長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防止組織が指定する者が担当するものとし、市（町村）は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。</u> <u>(3) 地震が発生した場合、市（町村）は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対</u>	<u>救助のための通信手段等の確保について配慮する。</u> <u>○避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>し必要な救護を行うものとする。</u> <u>6 市（町村）は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。</u> <u>7 市（町村）は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>8 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。</u> <u>(1) 市（町村）が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。</u> <u>ア 収容施設への収容</u> <u>イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給</u> <u>ウ その他必要な措置</u> <u>(2) 市（町村）は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。</u> <u>ア 流通在庫の引き渡し等の要請</u> <u>イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請</u> <u>ウ その他必要な措置</u> <u>9 市（町村）は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。</u>	<u>第5 意識の普及・啓発</u> <u>市町村は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>＜留意事項＞</u> <u>地震の揺れのわりに大きな津波を発生させる「津波地震」についても知識の徹底を図るものとする。</u> 第4 消防機関等の活動 1 <u>消防機関</u>は、津波からの円滑な避難の確保等のために、<u>次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。</u> (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達 (2) 津波からの避難誘導 (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する<u>指導</u> (4) <u>救助・救急</u> 等 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市<u>(町村)</u>消防計画に定めるところによる。	<u>じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。</u> <u>ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策一略</u> 第6 消防機関等の活動 1 <u>市町村</u>は、<u>消防機関及び水防団</u>が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、<u>次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。</u> (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達 (2) 津波からの避難誘導 (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する<u>支援</u> (4) <u>津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u> 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市町村消防計画に定めるところによる。 <u>3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。</u> (1) <u>所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</u> (2) <u>水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</u> (3) <u>水防資機材の点検、整備、配備</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係 1 水道 津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置 2 電気 (1) <u>電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。</u> (2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置 3 ガス (1) <u>ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</u> (2) 指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置	第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 1 水道 <u>地域住民等の</u>津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置<u>は、次のとおり。</u> <u>措置の内容一略</u> 2 電気 (1) 津波警報等の伝達や<u>夜間の</u>避難時の照明の確保等<u>に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</u> (2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、<u>次のとおり。</u> <u>火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置 に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等一略</u> 3 ガス 指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置<u>は、次のとおり。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
4 通信 <u>(1) 指定公共機関東日本電信電話株式会社〇〇通信部、西日本電信電話株式会社〇〇通信部等が行う措置</u> <u>(2) 県が行う支援の措置</u> 5 放送 (1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置 (2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置 <u>第6 交通対策</u> 1 道路 <u>(1) 市(町村)、都府県公安委員会及び道路管理者は、津波</u>	<u>利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報一略</u> 4 通信 指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。 <u>電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策一略</u> 5 放送 (1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。 <u>発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略</u> (2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。 <u>発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略</u> <u>第8 交通</u> 1 道路 (1) 交通規制 <u>道県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。</u> 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。 2 海上及び航空 (1) ○○海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため<u>の必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。</u>	<u>高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する道県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</u> <u>交通規制の内容一略</u> (2) 除雪 <u>積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、次のとおり除雪体制を優先的に確保する。</u> <u>除雪体制・対策一略</u> 2 海上及び航空 (1) ○○海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<u>海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を次のとおり実施する。</u> <u>海域監視体制の強化、船舶交通の制限等の措置一略</u> <u>また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。</u> <u>予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた具体的な措置一略</u> (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、<u>次の安全確保対策をとるものとする。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。</u> 3 鉄道 <u>(1) 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。</u> <u>(2) 船舶、列車の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等</u> <u><留意事項></u> <u>避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものであること。</u> 第7 市(町村)が自らが管理又は運営する施設に関する対策 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 市(町村)が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。	<u>安全確保対策一略</u> <u>(3) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、次の安全確保対策をとるものとする。</u> <u>安全確保対策一略</u> 3 鉄道 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおり。 <u>運行上の措置一略</u> 4 乗客等の避難誘導等 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。 <u>避難誘導計画等一略</u> <u>(避難誘導等に当たって留意すべき事項)</u> <u>○積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。</u> 第9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 市町村が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
置 エ 出火防止措置 オ 水、食料等の備蓄 カ 消防用設備の点検、整備 キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 (2) 個別事項 ア 動物園にあつては、<u>猛獣等の逃走防止</u>措置 イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置 ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、 (ア) 当該学校等が、<u>本市(町村)の定める</u>津波避難対象<u>地区</u>にあるときは、避難の<u>安全に関する</u>措置 (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(<u>たとえば養護学校、盲学校、ろう</u>学校等)、これらの者に対する保護の措置 エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全<u>の</u>確保のため<u>に</u>必要な措置 <u>なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める</u>	置 エ 出火防止措置 オ 水、食料等の備蓄 カ 消防用設備の点検、整備 キ 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 (2) 個別事項 ア 動物園にあつては、<u>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安</u>措置 イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置 ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、 (ア) 当該学校等が、津波避難対象<u>地域</u>にあるときは、避難<u>誘導のための必要な</u>措置 (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(<u>特別支援</u>学校等)、これらの者に対する保護及びの措置 エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のため<u>の</u>必要な措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 <u>(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u> また、災害対策本部等を市<u>(町村)</u>が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。 <u>ア</u> 自家発電装置、可搬式発電機等<u>の整備</u>による非常用電源の確保 <u>イ</u> 無線通信機等通信手段の確保 <u>ウ</u> 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 <u>(2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を講ずるとともに、市(町村)が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u>	<u>(各施設等が実施する措置に当たって留意すべき事項)</u> <u>○要配慮者の避難誘導方法に配慮する。</u> <u>○詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。</u> 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。 また、災害対策本部等を市町村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。 <u>(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u> <u>(2) 無線通信機等通信手段の確保</u> <u>(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u> <u>3 地震発生時の緊急点検及び巡視</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
3 工事中の建築等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>工事を中断するものとする。</u>	<u>地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。</u> <u>緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制-略</u> (地震発生時の緊急点検及び巡視に当たって留意すべき事項) ○従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。 4 工事中の建築物等に対する<u>安全確保上実施すべき措置</u> 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>次のとおり津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。</u> <u>津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針-略</u> (工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべきに当たって留意すべき事項) ○津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。 第 10 迅速な救助

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>1 市町村は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は次のとおり。</u> <u>救助・救急活動の実施体制-略</u> (救助・救急活動の実施体制に当たって留意すべき事項) ○孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。 <u>2 市町村は、道県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。</u> <u>緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備方策-略</u> <u>3 市町村は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</u> <u>4 市町村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。消防団の充実に関する計画は、次のとおり。</u> <u>消防団の充実に関する計画-略</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u> <u>施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。</u> <u>1 建築物、構造物等の耐震化</u> <u>2 避難地の整備</u> <u>3 避難路の整備</u> <u>整備事業計画表一略</u> <u>4 津波対策施設</u> <u>5 消防用施設の整備等</u> <u>市（町村）は、次に掲げる消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。</u> <u>整備事業計画表一略</u> <u>6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備</u> <u>市（町村）は次のような緊急輸送道路等の整備を行うものとする。</u> <u>整備事業計画表一略</u> <u>7 通信施設の整備</u> <u>市（町村）その他防災関係機関は第3章第1及び第4章第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。</u> <u>通信施設の整備計画は次のとおりである。</u>	

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>(1) 市(町村) 防災行政無線</u> <u>(2) その他の防災機関等の無線</u> <u>8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備</u> <u>石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市(町村) 及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。</u> <u>(1) 市(町村) の事業</u> <u>(2) 特定事業所の事業</u>	<u>第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項</u> <u>第1 資機材、人員等の配備手配</u> <u>1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。</u> <u>広域的な配備手配を行う資機材、人員等一略</u> <u>2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置は次のとおり。</u> <u>事前応援協定、手続き上の措置一略</u> <u>(資機材、人員等の配備手配に当たって留意すべき事項)</u> <u>○積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>○事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。</u> <u>第2 物資の備蓄・調達</u> <u>被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は次のとおり。</u> <u>物資備蓄・調達に関する方法等一略</u> <u>(物資の備蓄・調達に当たって留意すべき事項)</u> <u>○要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。</u> <u>○積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。</u> <u>第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u> <u>第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等</u> <u>1 後発地震への注意を促す情報等の伝達</u> <u>後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>(1) 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制</u> <u>市町村内部及び、国、道県、関係機関等との伝達経路及び方法一略</u> <u>(2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制</u> <u>正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略</u> <u>(情報伝達に当たって留意すべき事項)</u> <u>○勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。</u> <u>○防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。</u> <u>○地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u> <u>○状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。</u> <u>○外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
	<u>2 市町村の災害に関する会議等の設置</u> <u>災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。</u> <u>災害対策本部等の設置運営方法等一略</u> <u>第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u> <u>地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については次のとおり。</u> <u>地域住民等への周知体制及び方法（地域住民等からの問い合わせ窓口を含む）一 略</u> <u>第3 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>市町村は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u> <u>第4 市町村のとるべき措置</u> <u>市町村は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</u> <u>また、市町村における日頃からの地震への備えを再確認する</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
第6章 防災訓練計画 1 市(町村)及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。	<u>とともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u> <u>(後発地震に対して注意する措置)</u> 1 <u>家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認</u> 2 <u>避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え</u> 3 <u>施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u> 4 <u>個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u> 第6章 防災訓練に関する事項 市町村は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、<u>年1回以上</u>実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおり。 <u>訓練内容、方法一略</u> (防災訓練の実施に当たって留意すべき事項)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。</u> <u><留意事項></u> <u>避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うものとする。</u> <u>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波</u>	<u>○積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、道県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。</u> <u>(積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練例)</u> <u>・避難時の低体温症のリスクや積雪等による避難の遅れに配慮した、暖房器具等の使用方法の確認、移動時の防寒装備の装着等</u> <u>○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u> <u>○想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。</u> <u>○防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>避難のための災害応急対策を中心とする。</u> <u>4 市(町村)は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。</u> <u>5 市(町村)は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。</u> <u>(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練</u> <u>(2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</u> <u>(3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練</u> <u>(4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練</u> 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 <u>市(町村)は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</u> 1 市(町村)職員に対する教育 <u>地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震地震に伴い発生する</u>	第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 1 市町村職員等に対する教育 <u>市町村は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</u> <u>職員等に対する教育の実施内容、方法等一略</u> (職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>と予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</u> <u>(3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> <u>(4) 職員等が果たすべき役割</u> <u>(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題</u> 2 住民等に対する教育・広報 市(町村)は、<u>関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。</u> <u>教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等</u>	<u>(1) 地震及び津波に関する一般的な知識</u> <u>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>(5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> <u>(6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</u> 2 <u>地域</u>住民等に対する教育・広報 市町村は、<u>東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
<u>で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。</u> (1) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (2) <u>地震・津波に関する一般的な知識</u> (3) <u>地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運<u>行</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u> (4) <u>正確な情報入手の方法</u> (5) <u>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u> (6) <u>各地域における避難対象<u>地区</u>、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u> (7) <u>各地域における避難<u>地</u>及び避難路に関する知識</u> (8) <u>平素住民が実施しうる<u>応急手当</u>、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容</u>	<u>始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。</u> <u>地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容一略(地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項)</u> (1) <u>地震及び津波に関する一般的な知識</u> (2) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (3) <u>後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> (4) <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運<u>転</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u> (5) <u>正確な情報の入手方法</u> (6) <u>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u> (7) <u>各地域における避難対象<u>地域</u>、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u> (8) <u>各地域における避難<u>場所</u>及び避難<u>経</u>路に関する知識</u> (9) <u>地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)
(9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施	火防止等の<u>平素からの対策及び災害発生時における応急措置</u>の内容や<u>実施方法</u> (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品 (教育・広報の実施に当たって留意すべき事項) ○<u>地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</u> ○<u>要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u> ○<u>推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</u> ○<u>教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</u> ○<u>地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</u> ○<u>現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)

3 児童、生徒等に対する教育・広報

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

5 自動車運転者に対する教育・広報

6 相談窓口の設置

市（町村）は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

<留意事項>

現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行うものとする。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)

難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおり。

(例)

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
〇〇地区	避難施設の整備事業	〇箇所	令和〇年度
□□地区	避難経路の整備事業	〇路線	令和〇年度

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 新旧対照表

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(旧)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例(新)			
	<u>△△地区</u>	<u>集団移転促進事業</u>	<u>〇戸</u>	<u>令和〇年度</u>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災規程作成の手引

目次

- 1 一般的事項
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程
 - (2) 計画等の作成義務者
 - (3) 計画等の作成指導機関及び提出先
 - (4) 計画等の作成期限
 - (5) 計画等を変更した場合の措置
 - (6) 作成すべき計画等
 - (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係
 - (8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式
 - (9) 提出書類の種類、部数等
- 2 計画等に定めるべき事項
- 3 計画等の作成の前提条件
- 4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領
 - (1) 防災体制の確立
 - (2) 情報の収集・伝達
 - (3) 避難
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応
 - (5) 訓練
 - (6) 教育及び広報
- 別紙1 作成義務者の一覧表
- 別紙2 対策計画の基本となるべき事項
- 参考 対策計画届出書類等の様式
 - （日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第2条第1～3項関係）

1 一般的事項

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）とは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程とは、法第7条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

(2) 計画等の作成義務者

指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき道県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波による浸水想定に準じ、道県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成17年政令第282号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

(3) 計画等の作成指導機関及び提出先

計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。

計画等の提出先は、次のとおりである。

ア 対策計画の場合、道県知事

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1参照）

(4) 計画等の作成期限

計画等の作成期限は、次のとおりである。

ア 当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者

期限：施設又は事業の開業前（法第6条第1項）

イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者

期限：当該指定のあった日から6ヶ月以内（法第6条第2項）

(5) 計画等を変更した場合の措置

計画等を作成した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要がある場合の手続は次のとおりである。

ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第6条第6項）。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。

(6) 作成すべき計画等

(2) に掲げる作成義務者は、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程のいずれかを作成するもので(別紙1参照)、対策計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。

ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条の2第1項の規定により高層建築物その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれている防火対象物又は地下街でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものに係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、権原者ごとのもの(消防法施行規則第3条第8項)及び建物全体に関するもの(消防法施行規則第4条第6項)の両方を作成する必要がある。

(8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

(ア) 別記様式第1の届出書	1部	}	道県知事へ提出
(イ) 計画書(正本)	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

写しの送付

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	}	市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合

届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれの法令で定める部数	} それぞれの法令で定める 提出先へ提出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数	
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数	

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項、③防災訓練に関する事項、④地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と協力し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、道県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

- ア 施設又は事業所が所在する地域では、津波の浸水深は30cm以上となる想定であり、浸水深が30cm以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。
- イ 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確保が重要であること。

ウ 広範囲にわたり震度 6 弱以上の揺れが想定されているが、震度 6 弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人が立っていることができない程度の揺れ方であること。

エ 日本海溝・千島海溝沿いの地域では、冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題（積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等）が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件（都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性の懸念等）があり、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となりうることから、適切な防災対策を講ずることが必要であること。

4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領

（１）防災体制の確立

営業者及び職員の職務分担並びに指揮命令系統について定めること。

（２）情報の収集・伝達

営業者又は職員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全職員に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

（３）避難

ア 避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。

なお、避難誘導方法は、冬季における避難路の積雪や凍結等を考慮したものとする。また、避難場所・避難経路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。

イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び職員の避難場所への避難について定めること。

ウ 顧客等の避難誘導に関し、職員は速やかに配置につくよう定めること。

（４）後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応

後発地震への注意を促す情報が発信された場合における後発地震に対して注意する措置に関する事項について定めること。

（５）訓練

ア 営業者又は防火管理者が職員等を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への職員等の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、冬季における避難行動が困難な場合や避難経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあっては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

（６）教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が職員等を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への職員等の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

- (ア) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (イ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (エ) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (オ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (カ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (キ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は職員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。

なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

- (ア) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (イ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (ウ) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (エ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (オ) 正確な情報の入手方法
- (カ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (キ) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (ク) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別紙 1 作成義務者の一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成 17 年政令第 282 号。以下「政令」という。) 第 3 条第 1 号に規定する施設	1 項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (30 人) ロ 公会堂又は集会場 (30 人) 2 項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類 (30 人) ロ 遊技場又はダンスホール (30 人) ハ 性風俗関連特殊営業 (30 人) ニ カラオケボックス類 (30 人) 3 項 イ 待合、料理店類 (30 人) ロ 飲食店 (30 人) 4 項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場 (30 人) 5 項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類 (30 人) 6 項 イ 病院、診療所又は助産所 (30 人) 8 項 図書館、博物館、美術館類 (50 人) 9 項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類 (30 人) ロ イ以外の公衆浴場 (50 人) 1 0 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 (50 人) 1 1 項 神社、寺院、教会類 (50 人) 1 3 項 イ 自動車車庫又は駐車場 (50 人) 1 5 項 前各項に該当しない事業場 (50 人) 1 6 項の 2 地下街 (30 人) 1 7 項 文化財建築物 (50 人) 【消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項】	消防法第 8 条第 1 項に規定する消防計画	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長	1 部 (1 部)	当該施設の位置を明らかにした図面
	1 6 項の 3 準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)	対策計画	知事	1 部 (1 部)	同 上
政令第 3 条第 2 号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの (その一部が消防法施行令別表第 1 の 1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、8 項から 11 項、13 項イ又は 15 項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が 30 人以上のもの) 【消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項】	(1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、9 項イの施設で収容人員 30 人以上のもの及び 8 項 9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設で収容人員 5 0 人以上のもの) 消防法第 8 条第 1 項に規定する消防計画	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長	1 部 (1 部)	同 上
		(8 項、9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設で収容人員が 30 人以上 50 人未満のもの) 対策計画	知事	1 部 (1 部)	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長(道県知事又は総務大臣)	2部(1部) ※危険物の規制に関する規則第62条第2項	同 上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所(経済産業大臣の許可) 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣又は知事	1部(1部)	同 上
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所(不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く) (都道府県知事の許可) 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	知事	1部(1部)	同 上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	知事	1部(1部)	同 上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物資等の製錬施設(3条第2項第2号)、加工施設(13条第2項第2号)、原子炉施設(23条第2項第5号、43条の3の5第2項第5号)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4第2項第2号)、再処理施設(44条第2項第2号)、使用施設等(52条第2項第10号、施行令第3条) 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	知事	1部(1部)	同 上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所) 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長(知事)	1部(1部)	同 上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業 (指定公共機関以外の鉄道事業者が対象) 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	索道事業(他人の需要に応じ索道による運送を行う事業(旅客の運送を行わないものを除く。)) 【鉄道事業法第2条第5項】	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の細則	地方運輸局長	1部(1部)	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を經營する者 【軌道法第3条】	軌道運輸規則第4条第1項の施設 及び車両の整備並びに運転取扱に 関して定められた細則	地方運輸局長	1部(1部)	同 上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	(一般旅客定期航路事業) 海上運送法施行規則第7条の2第 1項及び第21条の19第1項の 安全管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な 施設の位置を明らかにした図面、航 路図及び日本海溝・千島海溝周辺海 溝型地震防災規程の写しの送付に 係る市町村の名称を明らかにした 書面
	旅客不定期航路事業 【海上運送法第21条第1項】	(旅客不定期航路事業) 海上運送法施行規則第23条の4 において準用する同施行規則第7 条の2第1項の安全管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	同 上
政令第3条第12号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス) 【道路運送法第3条第1号イ】	運行管理規程 (旅客自動車運送事業運輸規則 第48条の2第1項の運行管理 規定)	—	—(1部)	当該事業を運営するための主要な 施設の位置を明らかにした図面、運 行系統図及び日本海溝・千島海溝周 辺海溝型地震防災規程の写しの送 付に係る市町村の名称を明らかに した書面
政令第3条第13号に規定する施設	学校(小中高大学校、高専、特別支援学校、幼稚園等 1条) 専修学校(124条) 各種学校(134条) 【学校教育法第1条、第124条、第134条】	(収容人員50人(特別支援学校及 び幼稚園にあつては30人)以上の もの)消防法第8条第1項に規定す る消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図 面
		(収容人員50人(特別支援学校及 び幼稚園にあつては30人)未満の もの)対策計画	知事	1部(1部)	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第14号に規定する施設	児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター) 【児童福祉法第7条第1項】 身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設) 【身体障害者福祉法第5条第1項】 保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設) 【生活保護法第38条第1項】 婦人保護施設 【売春防止法第36条】 老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター) 【老人福祉法第5条の3】 有料老人ホーム(常時10人以上の入所) 【老人福祉法第29条】 介護老人保健施設 【介護保険法第8条第28項】 介護医療院 【介護保険法第8条第29項】 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】	(社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	同上
		(社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人未満のもの) 対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第15号に規定する施設	鉱山 【鉱山保安法第2条第2項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第16号に規定する施設	貯木場 【港湾法第2条第5項第8号】	対策計画	知事	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第17号に規定する施設	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。)(動物園)	対策計画	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第18号に規定する施設	地方道路公社管理道路 一般自動車道	対策計画	知事	1部(1部)	同 上
政令第3条第19号に規定する施設	基幹放送事業 基幹放送局提供事業	対策計画	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第20号に規定する施設	ガス事業(ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業) 【ガス事業法第2条第11項】	(ガス小売事業) ガス事業法第24条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣	1部(1部)	同 上
		(一般ガス導管事業) ガス事業法第64条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		(特定ガス導管事業) ガス事業法第84条において準用する同法第64条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		(ガス製造事業) ガス事業法第97条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
政令第3条第21号に規定する事業及び施設	水道事業(水道事業(2項)、水道用水供給事業(4項)、専用水道(6項)) 【水道法第3条】	対策計画	知事	1部(1部)	事業にあたって当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面 施設にあつては当該施設の位置を明らかにした図面

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、 発電事業） 【電気事業法第2条第1項第16号】	電気事業法第42条第1項に規定 する保安規程	経済産業大臣又は産業保安監督部 長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な 施設の位置を明らかにした図面及 び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地 震防災規程の写しを送付した市町 村名を明らかにした書面
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条 第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土交通大臣及び 総務大臣	1部（1部）	同 上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等（工場、作業所、 事業場）	消防法第8条第1項に規定する消 防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図 面

別紙２ 対策計画の基本となるべき事項

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
第２節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第１ 各計画において共通して定めるべき事項 １ 津波に関する情報の伝達等 ２ 避難対策 ３ 応急対策の実施要員の確保等	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法 避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等 円滑な避難のために必要な安全確保対策 具体的な要員の確保 必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場	通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。 津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても強い揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。 安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があると認められる場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。 避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。 避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。 本項１に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時の欠員に備えた代替要員。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
第2 個別の計画において定めるべき事項 1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設 (1) 津波警報等の顧客等への伝達 (2) 顧客等の避難のための措置 (3) 施設の安全性を踏まえた措置	合において、当該組織の内容等 その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法 海岸近くにある施設を運営・管理する計画主体は、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、顧客等に対し伝達する方法 顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者	① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を検討すること。 ② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討をすること。 避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮。 中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、 処理又は取扱いを行う施設	必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え 作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必 要がある応急的保安措置の実施等に関する具体的 な事項	応急的保安措置の実施等に当たっては、強い揺 れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆ っくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなく ても津波警報等が発表されたときのいずれにおい ても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避 難することを原則とし、その後、津波に関する情報 を把握し津波到達まで時間的余裕があると認めら れる場合に、避難に要する時間を十分確保した上 で行うものであること。 当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的 に妥当と考えられるものであること。
3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事 業		
(1) 津波警報等の旅客等への伝達	旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法（この 場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船 舶、バス等に対する具体的な伝達方法）	
(2) 運行等に関する措置	① 鉄道事業、軌道事業については、津波の襲来に より危険度が高いと予想される区間における運 行の停止等の運行上の措置 ② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事 業については、港湾施設に被害が生じた場合及 び津波による危険が予想される場合において は、出航の中止、目的港の変更又は運行中止、旅 客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置 の具体的な実施要領 ③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、津	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る) (4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの	当該事業の用に供する敷地に入出入りする観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等をとるべき具体的措置 危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安に関する具体的措置 当該工場等に勤務し又は出入りする者(以下「従業員等」という。)に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置	があると認められる場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。
第3節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達等 2 災害応急対策をとるべき期間等 3 関係機関のとるべき措置	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法 先発地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずること 日頃からの地震への備えの再確認及び施設・設備等の点検等による円滑かつ迅速な避難の確保の内容	勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。 関係機関のとるべき措置の例は以下のとおり ・ 家具等の固定、事業所等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認 ・ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え ・ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
第4節 防災訓練に関する事項	各計画主体は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等	積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、他の計画主体等との共同訓練を行うよう配慮すること。 必要に応じて顧客等の協力及びその参加を得るよう留意すること。 地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めるよう留意すること。 国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めること。 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。
第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法	この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。 (1) 地震及び津波に関する一般的な知識 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		(6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
	顧客等に対する広報の実施方法及びその内容	この広報の内容には、顧客等が津波からの避難を始めとしての的確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。 (1) 地震及び津波に関する一般的な知識 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、顧客等が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (5) 正確な情報の入手方法 (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別記様式第 1 （第 2 条第 1 項関係）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画届出書			
年 月 日			
殿			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）			
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を ^{作成} したので、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 6 項の規定により届け出ます。 _{変更}			
施設又は事業の名称	（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第 3 条第 号該当）		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称	電話番号	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 2（第 2 条第 2 項関係）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画送付書			
年 月 日			
殿			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）			
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を ^{作成} したので、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 6 項の規定により送付します。			
施設又は事業の名称	（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第 3 条第 号該当）		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称	電話番号	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 3（第 2 条第 3 項関係）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程送付書			
年 月 日			
殿			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）			
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を 作成 したので、日本海溝・千島海溝周辺海溝型 変更 地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 2 項の規定により送付します。			
施設又は事業の名称	（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 1 項第 号該当）		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称	電話番号	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引 新旧対照表

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引（旧）	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引（新）
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引 目次 1 一般的事項 （1）対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程 （2）計画等の作成義務者 （3）計画等の作成指導機関及び提出先 （4）計画等の作成期限 （5）計画等を変更した場合の措置 （6）作成すべき計画等 （7）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係 （8）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式 （9）提出書類の種類、部数等 2 計画等に定めるべき事項 3 計画等の作成の前提条件 <u>（1）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要</u> <u>（2）被害想定</u> 4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引 目次 1 一般的事項 （1）<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災</u>対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程 （2）計画等の作成義務者 （3）計画等の作成指導機関及び提出先 （4）計画等の作成期限 （5）計画等を変更した場合の措置 （6）作成すべき計画等 （7）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係 （8）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式 （9）提出書類の種類、部数等 2 計画等に定めるべき事項 3 計画等の作成の前提条件 4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領

(1) 防災体制の確立 (2) 情報の収集・伝達 (3) 避難 <u>(4) 訓練</u> <u>(5) 教育及び広報</u> 別紙 1 作成義務者の一覧表 別紙 2 対策計画の基本となるべき事項 参考 対策計画届出書類等の様式 (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第2条第1～3項関係) 1 一般的事項 (1) 対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程 ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）とは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。	(1) 防災体制の確立 (2) 情報の収集・伝達 (3) 避難 <u>(4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応</u> <u>(5) 訓練</u> <u>(6) 教育及び広報</u> 別紙 1 作成義務者の一覧表 別紙 2 対策計画の基本となるべき事項 参考 対策計画届出書類等の様式 (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第2条第1～3項関係) 1 一般的事項 (1) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災</u>対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程 ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）とは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。
--	--

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程とは、法第<u>8</u>条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。 （２）計画等の作成義務者 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（以下「政令」という。）第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除き、<u>当該地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策計画を講ずるべき者として日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。</u>）が、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。 （３）計画等の作成指導機関及び提出先 計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。 計画等の提出先は、次のとおりである。	イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程とは、法第<u>7</u>条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。 （２）計画等の作成義務者 <u>指定された</u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、「<u>津波防災地域づくりに関する法律</u>」（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づき<u>道県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波による浸水想定に準じ、道県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）</u>において、水深３０ｃｍ以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成<u>17</u>年政令第２８２号。以下「政令」という。）第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。 （３）計画等の作成指導機関及び提出先 計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。 計画等の提出先は、次のとおりである。
---	---

ア 対策計画の場合、道県知事 イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1 参照） （４）計画等の作成期限 計画等の作成期限は、次のとおりである。 ア 当該地域内において政令第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者 期限：施設又は事業の開業前（法第<u>7</u>条第１項） イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第３条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者 期限：当該指定のあった日から６ヶ月以内（法第<u>7</u>条第２項） （５）計画等を変更した場合の措置 計画等を<u>変更</u>した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要がある場合の手続は次のとおりである。 ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第<u>7</u>条第<u>3</u>項）。 イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。 （６）作成すべき計画等 （２）に掲げる作成義務者は、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程のいずれかを作成するもので（別紙	ア 対策計画の場合、道県知事 イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1 参照） （４）計画等の作成期限 計画等の作成期限は、次のとおりである。 ア 当該地域内において政令第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者 期限：施設又は事業の開業前（法第<u>6</u>条第１項） イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第３条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者 期限：当該指定のあった日から６ヶ月以内（法第<u>6</u>条第２項） （５）計画等を変更した場合の措置 計画等を<u>作成</u>した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要がある場合の手続は次のとおりである。 ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第<u>6</u>条第<u>6</u>項）。 イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。 （６）作成すべき計画等 （２）に掲げる作成義務者は、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程のいずれかを作成するもので（別紙
--	--

1 参照)、対策計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。 ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。 イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。 (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係 ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を定める必要がある。 この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないよう、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。 イ 消防法第8条第1項の規定<u>の適用をうける複合用途防火対象物</u>に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、権原者ごとのもの（消防法施行規則第3条第5項）及び建物全体に関するもの（消防法施行規則第4条<u>の2</u>第4項）の両方を作成する必要がある。	1 参照)、対策計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。 ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。 イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。 (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係 ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を定める必要がある。 この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないよう、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。 イ 消防法第8条<u>の2</u>第1項の規定により高層建築物その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かっている防火対象物又は地下街でその管理について権原が分かっているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するもの に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、権原者ごとのもの（消防法施行規則第3条第8項）及び建物全体に
--	---

(8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

(ア) 別記様式第1の届出書	1部	}	道県知事へ提出
(イ) 計画書(正本)	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

写しの送付

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	}	市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

関するもの(消防法施行規則第4条第6項)の両方を作成する必要がある。

(8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

(ア) 別記様式第1の届出書	1部	}	道県知事へ提出
(イ) 計画書(正本)	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

写しの送付

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	}	市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合
届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれ	} の法令で 定める提 出先へ提 出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数	
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数	

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ 送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、③地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、予防対策及び応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合
届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれ	} の法令で 定める提 出先へ提 出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数	
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数	

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ 送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項、③防災訓練に関する事項、④地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と連携し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、概ね次の事項を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、検討する必要がある。

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震。

イ 地震動

推進地域に指定された市町村の一部では、概ね震度6弱以上の地震動が予想され、その他の地域においてもこれに類する地震動が予想される。

ウ 津波

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と協力し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、道県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

ア 施設又は事業所が所在する地域では、津波の浸水深は30cm以上となる想定であり、浸水深が30cm以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。

イ 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確

<u>北海道から関東にかけての太平洋に面した沿岸部において、「津波」又は「大津波」の発生が予想されるとともに、津波に伴う漂流物の発生が予想される。</u> <u>(2) 被害想定</u> <u>被害想定については、道県又は市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定を作成している場合は、それを用いること。</u> <u>道県、市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定を作成していない場合は、概ね次のような状況を想定して計画等を作成すること。</u> <u>ア 概ね震度6弱以上の地震動（震度6弱とは、立っていることが困難で、耐震性の低い住宅では倒壊、耐震性の高い住宅でも壁や柱等が破損するものがあり、また、地割れや山崩れなどが発生することがある揺れ方である）</u> <u>イ 北海道から関東にかけての太平洋に面した沿岸部においては「津波」又は「大津波」の発生（大津波とは、予想される津波の高さが、高いところで約3メートル以上に達する津波をいう）</u> 4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領 (1) 防災体制の確立 営業者及び<u>従業員</u>の職務分担並びに指揮命令系統について定	<u>保が重要であること</u> <u>ウ 広範囲にわたり震度6弱以上の揺れが想定されているが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人が立っていることができない程度の揺れ方であること。</u> <u>エ 日本海溝・千島海溝沿いの地域では、冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題（積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等）が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件（都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性の懸念等）があり、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となりうることから、適切な防災対策を講ずることが必要であること。</u> 4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領 (1) 防災体制の確立 営業者及び<u>職員</u>の職務分担並びに指揮命令系統について定め
---	--

めること。 (2) 情報の収集・伝達 営業者又は従業員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全従業員に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。 (3) 避難 ア 指定避難場所及び避難路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する指定避難場所等への避難誘導方法等について定めること。なお、避難誘導方法は、冬期における避難路の積雪や凍結等を考慮したものとする。 また、避難地・避難路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。 イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び従業員の指定避難場所への避難について定めること。 ウ 観客の避難誘導に関し、従業員は速やかに配置につくよう定めること。	ること。 (2) 情報の収集・伝達 営業者又は職員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全職員に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。 (3) 避難 ア 避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。 なお、避難誘導方法は、冬季における避難路の積雪や凍結等を考慮したものとする。また、避難場所・避難経路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。 イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び職員の避難場所への避難について定めること。 ウ 顧客等の避難誘導に関し、職員は速やかに配置につくよう定めること。 <u>(4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応</u> <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合における後発地震に対して注意する措置に関する事項について定めるこ</u>
---	---

(4) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への従業員の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、冬期における避難行動が困難な場合や避難路として指定された経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあっては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(5) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への従業員の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震及び津波に関する一般的な知識

と。

(5) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が職員等を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への職員等の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、冬季における避難行動が困難な場合や避難経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあっては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(6) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が職員等を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への職員等の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 地震及び津波に関する一般的な知識

(イ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現

<u>(ウ)</u> 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 <u>(エ)</u> 従業員等が果たすべき役割 <u>(オ)</u> 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 <u>(カ)</u> 今後地震対策として取り組む必要のある課題 イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は<u>従業員</u>が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。 なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。 <u>(ア)</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 <u>(イ)</u> 地震及び津波に関する一般的な知識	<u>在講じられている対策に関する知識</u> <u>(エ)</u> 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 <u>(オ)</u> 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 <u>(カ)</u> 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に<u>職員</u>等が果たすべき役割 <u>(キ)</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として<u>今後</u>取り組む必要のある課題 イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は職員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。 なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。 <u>(ア)</u> 地震及び津波に関する一般的な知識 <u>(イ)</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 <u>(ウ)</u> 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づき
---	---

<u>(ウ)</u> 地震が発生した場合<u>に</u>、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 <u>(エ)</u> 正確な情報の入手方法 <u>(オ)</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 <u>(カ)</u> 各地域における避難対象地<u>区</u>、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 <u>(キ)</u> 各地域における避難<u>地</u>及び避難路に関する知識	とられる措置の内容 <u>(エ)</u> 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日<u>本海溝・千島海溝周辺海溝型</u>地震が発生した場合<u>の</u>出火防止<u>対策</u>、顧客同士が協力して行う救助活動・<u>避難行動</u>、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 <u>(オ)</u> 正確な情報の入手方法 <u>(カ)</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 <u>(キ)</u> 各地域における避難対象地<u>域</u>、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 <u>(ク)</u> 各地域における避難<u>場所</u>及び避難<u>経</u>路に関する知識
--	--

別紙 1 作成義務者の一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 17 年政令第 282 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 号に規定する施設	1 項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（30 人） ロ 公会堂又は集会場（30 人） 2 項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類（30 人） ロ 遊技場又はダンスホール（30 人） ハ 性風俗関連特殊営業（30 人） ニ カラオケボックス類（30 人） 3 項 イ 待合、料理店類（30 人） ロ 飲食店（30 人） 4 項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場（30 人） 5 項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類（30 人） 6 項 イ 病院、診療所又は助産所（30 人） 8 項 図書館、博物館、美術館類（50 人） 9 項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類（30 人） ロ イ以外の公衆浴場（50 人） 1 0 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（50 人） 1 1 項 神社、寺院、教会類（50 人） 1 3 項 イ 自動車車庫又は駐車場（50 人） 1 5 項 前各項に該当しない事業場（50 人） 1 6 項の 2 地下街（30 人） 1 6 項の 3 準地下街（建築物の地階で不特定多数が出入りするもの） --(50 人)-- 1 7 項 文化財建築物（50 人） 【消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項】	消防法第 8 条第 1 項に規定する消防計画	消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）又は消防署長	1 部（1 部）	当該施設の位置を明らかにした図面
	<u>1 6 項の 3 準地下街（建築物の地階で不特定多数が出入りするもの）</u>	<u>対策計画</u>	<u>知事</u>	<u>1 部（1 部）</u>	<u>同 上</u>
政令第 3 条第 2 号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの （その一部が消防法施行令別表第 1 の 1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、8 項から 11 項、13 項イ又は 15 項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が 30 人以上のもの） 【消防法施行令第 1 条の 2 第 <u>3-2</u> 項】	（1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、9 項イの施設で収容人員 30 人以上のもの及び 8 項 9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設で収容人員 5 0 人以上のもの） 消防法第 8 条第 1 項に規定する消防計画	消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）又は消防署長	1 部（1 部）	同 上
		（8 項、9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設で収容人員が 30 人以上 50 人未満のもの）	都府県 知事	1 部（1 部）	同 上

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
		対策計画			
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長（ 道都府 県知事又は総務大臣）	2部（1部） ※危険物の規制に関する規則第62条第2項	同 上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所（経済産業大臣の許可） 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣 又は知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く） （都道府県知事の許可） 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	都府県 知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては20トン以上、劇物にあっては200トン以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	都府県 知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物資等の 製精 錬施設(3条第2項第2号)、加工施設(13条第2項第2号)、原子炉施設(23条第2項第5号、43条の3の5第2項第5号)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4第2項第2号)、再処理施設(44条第2項第2号)、使用施設等(5253 条第2項第10号、施行令第3条) 【核原料物質資、核燃料物質資及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	都府県 知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所（石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所） 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長（ 都府県 知事）	1部（1部）	同 上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業 （指定公共機関以外の鉄道事業者が対象） 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写し のを送付に係るした 市町村 の名称 を明らかにした書面
	索道事業（他人の需要に応じ索道による 運送を行う旅客事業（旅客貨物の運送を行わないものを除く。） 。）	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の細則	地方運輸局長	1部（1部）	同 上

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
	【鉄道事業法第2条第5項】				
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を営業者 【軌道法第3条】	軌道運転規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関して定められた細則	地方運輸局長	1部（1部）	同 上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	（一般旅客定期航路事業） 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の 安全運行 管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、航路図及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写し のを 送付に係る した 市町村 の名称 を明らかにした書面
	旅客不定期航路事業 【海上運送法第21条第1項】	（旅客不定期航路事業） 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の 安全運行 管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部（1部）	同 上
政令第3条第12号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス） 【道路運送法第3条第1号イ】	運行管理規程 （旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項 の運行管理規定 ）	一都府県知事	一1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、運行系統図及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写し のを 送付に係る した 市町村 の名称 を明らかにした書面
政令第3条第13号に規定する施設	学校（小 中高 大学校、 中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門 学校、特別支援盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園等 1条） 専修学校（ 12482条の2 ） 各種学校（ 13483条第1項 ） 【学校教育法第1条、第 12482条の2 、第 13483条第1項 】	（収容人員50人（ 特別支援盲 学校、 聾学校、養護学校 及び幼稚園にあっては30人）以上のもの）消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図面
		（収容人員50人（ 特別支援盲 学校、 聾学校、養護学校 及び幼稚園にあっては30人）未満のもの）対策	都府県 知事	1部（1部）	同 上

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第14号に規定する施設	児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、<u>幼保連携型認定こども園</u>、児童厚生施設（児童遊園を除く。）、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター） 【児童福祉法第7条第1項】 身体障害者社会参加支援厚生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設） 【身体障害者福祉法第5条第1項】 精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター） 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項】 保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設） 【生活保護法第38条第1項】 婦人保護施設 【売春防止法第36条】 知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム） 【知的障害者福祉法第5条第1項】 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター） 【老人福祉法第5条の3】 有料老人ホーム（常時10人以上の入所） 【老人福祉法第29条第1項】 介護老人保健施設 【介護保険法第8条第2項】 <u>介護医療院</u> 【介護保険法第8条第2項】 <u>障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設</u> <u>障害者支援施設</u> <u>地域活動支援センター</u>	計画 （社会福祉施設等のうち収容人員<u>10人</u>、30人または50人以上のもの） 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	同上
		（社会福祉施設等のうち収容人員<u>10人</u>、30人または50人未満のもの） 対策計画	都府県知事	1部（1部）	同上

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
	福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】				
政令第3条第15号に規定する施設	鉱山 【鉱山保安法第2条第2項】	対策計画	都府県 知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第16号に規定する施設	貯木場 【港湾法第2条第5項第8号】	対策計画	都府県 知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第17号に規定する施設	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。）（動物園）	対策計画	都府県 知事	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写し のを送付に係るした市町村の名称 を明らかにした書面
政令第3条第18号に規定する施設	地方道路公社管理道路 【道路法第2条第1項】 一般自動車道 【道路運送法第2条第8項】	対策計画	都府県 知事	1部（1部）	同 上 当該施設の位置を明らかにした図面
政令第3条第19号に規定する施設	基幹放送事業放送局 【放送 電 波法第 2-4 条第2号】 基幹放送局提供事業委託放送事業 【放送法第 118-5-2 条の13第1項】	対策計画	都府県 知事	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第20号に規定する施設	ガス事業（ ガス小売事業一般ガス事業、一般ガス導管事業簡易ガス事業、 特定 ガス導管事業、 ガス製造事業大口ガス事業 ） 【ガス事業法第2条第 11-1-0 項】	（ ガス小売事業一般ガス事業 ） ガス事業法第 24-3-0 条第1項に 規定する保安規程	経済産業大臣	1部（1部）	同 上
		（ 一般ガス導管事業簡易ガス事業 ） ガス事業法第 64-3-7 条の 7 第 1 3 項において準用する同法第 3-0 条第1項 に規定する保安規程	経済産業大臣		
		（ 特定 ガス導管事業） ガス事業法第 84-3-7 条の 8 にお いて準用する同法第 64-3-0 条第 1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		（ ガス製造事業大口ガス事業 ） ガス事業法第 97-3-7 条の 1-0 第 1 1項 において準用する同法第 3-0 条第1項 に規定する保安規程	経済産業大臣		
政令第3条第21号に規定する事業 及び施設	水道事業（水道事業（2項）、水道用水供給事業（4項）、専用水道（6項）） 【水道法第3条】	対策計画	都府県 知事	1部（1部）	事業にあたって当該事業を運営す るための主要な施設の位置を明ら かにした図面及び対策計画の写し を送付した市町村名を明らかにし た書面 施設にあっては当該施設の位置を 明らかにした図面
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業（ 小売電気事業一般電気事業、一般送配電事業卸電気事業、送電 事業特定電気事業、特定送配電事業特定規模電気事業、発電事業 ） 【電気事業法第2条第1項第 16-9 号】	電気事業法第42条第1項に規定 する保安規程	経済産業大臣 又は産業保安監督部 長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な 施設の位置を明らかにした図面及 び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地 震防災規程の写しを送付した市町 村名を明らかにした書面
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条 第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土交通大臣及び 総務大臣	1部（1部）	同 上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等（工場、作業所、 事業場）	消防法第8条第1項に規定する消 防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図 面

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

別紙2 対策計画の基本となるべき事項 新旧対照表

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項	計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1 各計画において共通して定めるべき事項 1 津波に関する情報の伝達等 2 避難対策	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法 避難<u>地</u>、避難路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等	通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。 津波警報、<u>津波注意報</u>が発表されたとき又は<u>津波警報</u>が発表される前であっても強い揺れ（<u>震度4程度以上</u>）又は<u>弱い揺れであっても長い時間ゆ</u>	第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1 各計画において共通して定めるべき事項 1 津波に関する情報の伝達等 2 避難対策	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法 避難<u>場所</u>、避難<u>経</u>路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等	通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。 津波警報<u>等</u>が発表されたとき又は<u>それら</u>が発表される前であっても強い揺れを感じたときの<u>的確な避難のための</u>ものであること。

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		<u>つくりとした揺れ</u>を感じたときのものであること。 安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ（<u>震度4程度以上</u>）又は弱い揺れであっても長い時間<u>つくりとした揺れ</u>を感じたとき、<u>或いは</u>津波警報が発表されたとき<u>は</u>、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。			
	円滑な避難の <u>確保</u> のために必要な安全確保対策			円滑な避難のために必要な安全確保対策	安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れを感じたとき、 <u>弱い揺れ</u> であっても長い時間 <u>つくりとした揺れ</u> を感じたとき、揺れを感じなくても津波警報 <u>等</u> が発表されたとき <u>のいずれにおいても</u> 、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある <u>と認められる</u> 場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。
					<u>避難行動要支援</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
3 応急対策の実施要員の確保等	具体的な要員の確保	1に定める伝達方法及び伝達手段の実態を勘案するとともに、所要要員の不時の欠員に備えた代替要員を考慮したものであること。	3 応急対策の実施要員の確保等	具体的な要員の確保	<u>者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。</u> <u>避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。</u> <u>本項</u> 1に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時の欠員に備えた代替要員。
第2 個別の計画において定めるべき事項	必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において当該組織の内容等		第2 個別の計画において定めるべき事項	必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設 (1) 津波警報等の顧客等への伝達	その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法	① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討等の措置を講ずること。 ② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難地や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討をすること。	1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設 (1) 津波警報等の顧客等への伝達	その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法	① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を検討すること。 ② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するため十分に事前検討をすること。

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
(2) 顧客等の避難のための措置	<u>施設が</u> 海岸近くにある <u>場合には</u> 、津波警報の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し伝達する方法	<u>強い揺れ(震度4程度以上)又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときのものであること。</u>	(2) 顧客等の避難のための措置	海岸近くにある <u>施設を運営・管理する計画主体</u> は、津波警報等の発表が行われる前であっても、 <u>強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは</u> 直ちに避難するよう、顧客等に対し伝達する方法	
	顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者	避難誘導方法については、 <u>避難路の凍結等に</u> <u>よって避難が困難となる冬期における避難も</u> <u>配慮したものであること。</u>		顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者	避難誘導方法については、 <u>積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮。</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
			<u>(3) 施設の安全性を踏まえた措置</u>		<u>中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
2 石油類、火薬類、高圧ガス、 <u>毒物・劇物、核燃料物資</u> 等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移 <u>し</u> 替え作業等の停止、 <u>そ</u> 其他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項	応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れ（<u>震度4程度以上</u>）又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、<u>或いは</u>津波警報が発表されたとき<u>は</u>、直ちに<u>海岸</u>から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。 当該施設の内外の状況を十分に勘	2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止、 <u>そ</u> 其他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項	応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れを感じたとき、<u>弱い</u>揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、<u>揺れを感じなくて</u>も津波警報等が発表されたとき<u>のいづれにおいても</u>、直ちに<u>海浜</u>から離れ、<u>急いで</u>安全な場所に避難することを原則とし、その後、<u>津波に関する</u>情報を把握し津波到達まで時間的余裕がある<u>と認められる</u>場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うもの

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業		案し、技術的に妥当と考えられるものであること。	3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業		であること。 当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。
(1) 津波警報等の旅客等への伝達	旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法（この場合発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する具体的な伝達方法）	① <u>旅客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討等の措置を講ずること。</u> ② <u>旅客等が適切な退避行動をとり</u>	(1) 津波警報等の旅客等への伝達	旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法（この場合、 <u>発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する具体的な伝達方法</u> ）	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
(2) 運行等に関する措置	① 鉄道事業、軌道事業については、 <u>走行路線</u> に津波の <u>来襲</u> により危険度が高いと予想される区間 <u>が</u> <u>ある場合</u> における運行の停止 <u>その他</u> 運行上の措置	<u>得るよう避難地や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。</u>	(2) 運行等に関する措置	① 鉄道事業、軌道事業については、津波の <u>襲来</u> により危険度が高いと予想される区間における運行の停止 <u>等</u> の運行上の措置	
	② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が			② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
	生じた場合、<u>漂流物により運行が困難となった場合</u>及び津波による危険が予想される場合においては、<u>発</u>航の中止、目的港の変更<u>等</u>の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置の具体的な実施要領 ③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、<u>走行路線に</u>津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が			生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、<u>出</u>航の中止、目的港の変更<u>又は</u>運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置の具体的な実施要領 ③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
	実施される区間がある場合、 <u>漂流物により運行が困難となった場合</u> 等における運行の停止その他運行上の措置			区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置	
4 学校関係・社会福祉施設	具体的な、避難 <u>地</u> 、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等	<u>災害時要援護者</u> の避難誘導について配慮すること。	4 学校関係・社会福祉施設	具体的な、避難 <u>場</u> <u>所</u> 、避難 <u>経</u> 路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等	<u>要配慮</u> 者の避難誘導について配慮すること。
5 <u>通信</u> 、 <u>放送</u> 、 <u>電気</u> 、 <u>水道</u> 及び <u>ガス</u> 事業 (1) 水道事業	津波からの円滑な避難を <u>確保する</u> ため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置		5 <u>水道</u> 、 <u>電気</u> 、 <u>ガス</u> 、 <u>通信</u> 及び <u>放送</u> 事業 (1) 水道事業	津波からの円滑な避難確保 <u>の</u> ため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
(2) 電気事業	津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止 <u>のため</u> に必要な <u>措置</u>		(2) 電気事業	津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止に必要な <u>利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施</u>	
	津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、 <u>円滑な避難を行うため、電力供給や早期復旧のための体制確保</u> 等とるべき措置			津波警報等の伝達や <u>夜間の避難時の照明の確保等に</u> <u>加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等</u> <u>の</u> とるべき措置	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
(3) ガス事業	津波からの円滑な避難 <u>を確保する</u> ため、利用者によるガス栓の閉止、 <u>液化石油ガスボンベの転倒防止</u> 等火災等二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施		(3) ガス事業	津波からの円滑な避難確保 <u>のため</u> 、利用者によるガス栓の閉止等、 <u>火災等</u> 二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施	
(4) 通信事業	電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とすべき措置		(4) 通信事業	電源の確保、 <u>通信手段の多重化・多様化に係る対策</u> 、地震発生後の輻輳時の対策等とすべき措置 <u>災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策</u>	
(5) 放送事業	発災後も円滑に	津波 <u>に対する</u> 避	(5) 放送事業	発災後も円滑に	津波 <u>からの</u> 避難

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
	放送を継続し、津波<u>情報</u>等を報道<u>出来</u>るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容。	難が必要な地域の<u>居住者等及び観光客</u>等に対し、強い揺れ（<u>震度4程度以上</u>）又は<u>弱い揺れであって長い時間ゆっくりとした揺れ</u>を感じたときは、津波警報<u>の</u>発表前であっても注意喚起に努める<u>とともに</u>、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める<u>こと</u>。 各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報<u>など</u>、防災関係機関や居住者<u>等及び観光客</u>等が円		放送を継続し、津波<u>警報</u>等を報道<u>でき</u>るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容	が必要な地域の<u>住民</u>等に対し<u>て</u>、強い揺れを感じたときは、津波警報<u>等が</u>発表<u>される</u>前であっても<u>津波に対する</u>注意喚起に努める。 津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。 各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波<u>に関する情報等</u>、防災関係機関や地域住民等が<u>津波からの</u>円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。<u>その際、聴</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
6 その他の施設又は事業関係	(1) 鉱山	構内作業員に対する津波警報等の伝達方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容	6 その他の施設又は事業関係	(1) 鉱山	構内作業員に対する津波警報等の伝達 <u>の</u> 方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容
	(2) 貯木場	平常時及び地震発生時の貯木に対する具体的な流出防止措置		(2) 貯木場	平常時及び地震発生時の貯木に対する具体的な流出防止措置
		滑に避難活動を行うために必要な情報の提供に努める <u>こと</u> 。			<u>覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用</u> に努める。
		地震発生時の防止措置においては、 <u>強い揺れ(震度4程度以上)又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとし</u>			地震発生時の防止措置においては、津波 <u>が到達する</u> までの時間 <u>を考慮して</u> 、作業員の避難等の安全措置に配慮

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		<u>た揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行い、作業員の避難等安全措置に配慮すること。</u>			する。 <u>特に、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があると認められる場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 （敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る）	当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等のとるべき措置の<u>具体的内容</u> 危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置に関する事項		(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 （敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る）	当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等のとるべき<u>具体的</u>措置 危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置	
<u>(4) 道路</u>	<u>避難所へのアクセス道路等について、除雪体制を優先的に確保する等の措置</u>				
<u>(5)</u> 工場等で勤務人員が千人以上の	当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」		<u>(4)</u> 工場等で勤務人員が千人以上の	当該工場<u>等</u>に勤務し又は出入<u>り</u>する者（以下「従業員	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
もの	という。）に対する 津波警報等の伝達 方法及び従業員等 の避難のための具 体的措置		もの	等」という。）に対 する津波警報等の 伝達方法及び従業 員等の避難のため の具体的措置	
			<u>第3節 後発地震へ の注意を促す情報 が発信された場合 にとるべき防災対 応に関する事項</u> <u>1 後発地震へ の注意を促す 情報等の伝達 等</u> <u>2 災害応急対 策をとるべき 期間等</u>	<u>各計画主体の機 関相互間及び機関 内部において、确实 に情報が伝達され るよう、その経路及 び方法</u> <u>先発地震の発生 から1週間、後発地 震に対して注意す る措置を講ずるこ と</u>	<u>勤務時間内及び 勤務時間外の時間 帯に応じ、伝達が確 実に行われるよう 留意する。</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）				対策計画の基本となるべき事項（新）		
				<u>3 関係機関の とるべき措置</u>	<u>日頃からの地震 への備えの再確認 及び施設・設備等の 点検等による円滑 かつ迅速な避難の 確保の内容</u>	<u>関係機関のとる べき措置の例は以 下のとおり</u> ・ <u>家具等の固定、 事業所等におけ る備蓄の確認等、 日頃からの地震 の備えの再確認</u> ・ <u>施設内の避難 経路の周知徹底、 情報収集・連絡体 制の確認、機械・ 設備等の転倒防 止対策・点検等、 施設利用者や職 員の円滑かつ迅 速な避難を確保 するための備え</u> ・ <u>個々の病気・障 害等に応じた薬、 装具及び非常持 出品の準備、避難</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
					<u>行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u>
第 <u>3</u> 節 防災訓練に関する事項	<u>推進地域に係る大規模な地震</u> を想定した防災訓練の年1回以上 <u>の</u> 実施 <u>及び</u> その実施内容、方法等	<u>避難行動に支障をきたす冬期に訓練を行うこと。</u> 他の計画主体等と共同 <u>して</u> 訓練を行うこと。 <u>居住者</u> 等の協力及びその参加を得ること。 国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めること。 逐年その内容を高度かつ実践的なものとするよう努	第 <u>4</u> 節 防災訓練に関する事項	<u>各計画主体は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u> を想定した防災訓練 <u>を</u> 年1回以上実施 <u>するよう努めるものとし、</u> その実施内容、方法等	<u>積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、他の計画主体等との共同訓練を行うよう配慮すること。</u> <u>必要に応じて顧客等の協力及びその参加を得るよう留意すること。</u> <u>地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めるよう留意すること。</u> 国、指定公共機

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>従業員等に対する</u> 、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育の実施 <u>及び</u> その実施内容、方法等	めること。 <u>防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。</u> 教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする<u>こと</u>。 (1) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (2) 地震及び津波に関する一般的な知識	第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>各計画主体は、その職員等に対して</u> 、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施 <u>するものとし</u> 、その実施内容、方法	関、地方公共団体等との連携を図ることに努めること。 逐年その<u>訓練</u>内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。 <u>この</u>教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。 (1) 地震及び津波に関する一般的な知識 (2) <u>日本海溝・千</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		(3) 地震が発生した場合に具体的なとりべき行動に関する知識			<u>島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (3) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> (4) <u>後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> (5) <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		<u>(4) 従業員等が果たすべき役割</u> <u>(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題</u>			<u>溝型</u>地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 <u>(6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
	顧客等に対する <u>教育</u> ・広報の実施方法及びその内容	広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての的確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。 <u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(2) 地震及び津波に関する一般的な知識</u>		顧客等に対する 広報の実施方法及びその内容	この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての的確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。 <u>(1) 地震及び津波に関する一般的な知識</u> <u>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想さ</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		(3) 地震が発生した場合の出火防止、顧客<u>同士</u>協力して行う救助活動、自動車運<u>行</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識			<u>れる地震動及び津波に関する知識</u> (3) <u>後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> (4) <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、顧客等が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運<u>転</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		(4) 正確な情報入手の方法 (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識			(5) 正確な情報の入手方法 (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識